

# 令和5年第1回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

令和5年3月9日（木曜日）

## ◎議事日程

日程第		会議録署名議員の指名
1		
2	議案第1号	令和5年度豊頃町一般会計予算
3	議案第2号	令和5年度豊頃町国民健康保険特別会計予算
4	議案第3号	令和5年度豊頃町介護保険特別会計予算
5	議案第4号	令和5年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算
6	議案第5号	令和5年度豊頃町医療施設特別会計予算
7	議案第6号	令和5年度豊頃町簡易水道特別会計予算
8	議案第7号	令和5年度豊頃町公共下水道特別会計予算

## ◎出席議員（9名）

1番	石田 貢 君	2番	小笠原 茂 人 君
3番	坂口 尚 示 君	4番	岩 井 明 君
5番	杉野 好 行 君	6番	大 崎 英 樹 君
7番	大谷 友 則 君	8番	中 村 純 也 君
9番	藤 田 博 規 君		

## ◎欠席議員（0名）

## ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按 田 武 君
副 町	長	菅 原 裕 一 君
教 育	長	中 川 直 幸 君
農 業 委 員 会 長		井 下 睦 男 君
代 表 監 査 委 員		山 口 浩 司 君
総 務 課 長		熊 谷 雅 美 君
企 画 課 長		鎚 木 政 洋 君
住 民 課 長		加 藤 さ お り 君
会 計 管 理 者		
福 祉 課 長		丹 羽 静 恵 君
産 業 課 長		齋 藤 学 君

施 設 課 長	越 谷 光 裕 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	林 谷 一 徳 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	森 直 史 君
消 防 署 長	江 口 孝 君

**◎職務のために議場に出席した者の職氏名**

事 務 局 長	山 田 良 則 君
庶 務 係 主 事	手 塚 健 人 君

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番大谷友則議員及び8番中村純也議員を指名します。

◎ 議案第1号から議案第7号

- 藤田議長 日程第2 議案第1号令和5年度豊頃町一般会計予算について、日程第3 議案第2号令和5年度豊頃町国民健康保険特別会計予算について、日程第4 議案第3号令和5年度豊頃町介護保険特別会計予算について、日程第5 議案第4号令和5年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第6 議案第5号令和5年度豊頃町医療施設特別会計予算について、日程第7 議案第6号令和5年度豊頃町簡易水道特別会計予算について及び日程第8 議案第7号令和5年度豊頃町公共下水道特別会計予算についてを一括議題とします。

議案第1号から議案第7号までの7件について、一括して提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

- 菅原副町長 令和5年度豊頃町一般会計予算及び国民健康保険特別会計を含む6特別会計予算について、議案第1号から議案第7号まで、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第1号令和5年度豊頃町一般会計予算について、予算書1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億8,300万円と定めるもので、前年度当初比9.2%減です。

次に2ページ、第1表歳入歳出予算。

歳入は、1款町税4億7,218万3,000円、2款地方譲与税1億1,070万2,000円、3款利子割交付金16万8,000円、4款配当割交付金221万8,000円、5款株式等譲渡所得割交付金76万8,000円、6款法人事業税交付金140万円、7款地方消費税交付金8,118万4,000円、8款自動車税環境性能

割交付金 5 8 3 万 7, 0 0 0 円、 9 款地方特例交付金 1 2 0 万円、 1 0 款地方交付税 2 3 億 6, 2 0 7 万円、 1 1 款交通安全対策特別交付金 7 7 万 3, 0 0 0 円、 1 2 款分担金及び負担金 2, 3 8 3 万 8, 0 0 0 円、 1 3 款使用料及び手数料 8, 5 6 5 万 6, 0 0 0 円、 1 4 款国庫支出金 6 億 2, 0 9 5 万 7, 0 0 0 円、 1 5 款道支出金 2 億 1, 2 4 5 万 7, 0 0 0 円、 1 6 款財産収入 4, 7 7 5 万 4, 0 0 0 円、 1 7 款寄附金 6, 5 0 0 万 5, 0 0 0 円、 1 8 款繰入金 5 億 3 7 4 万 1, 0 0 0 円、 1 9 款繰越金 1, 3 0 0 万円、 2 0 款諸収入 1 億 1, 6 5 8 万 9, 0 0 0 円及び 2 1 款町債 1 1 億 5, 5 5 0 万円で、項については、次に掲げたとおりです。

次に 4 ページ。

歳出は、 1 款議会費 6, 5 1 4 万 8, 0 0 0 円、 2 款総務費 7 億 5, 6 3 1 万円、 3 款民生費 7 億 7 9 6 万 7, 0 0 0 円、 4 款衛生費 2 億 8, 0 4 0 万 9, 0 0 0 円、 5 款農林水産業費 3 億 8, 4 2 2 万 3, 0 0 0 円、 6 款商工費 2 億 5, 4 3 7 万 9, 0 0 0 円、 7 款土木費 9 億 4, 3 3 2 万 8, 0 0 0 円、 8 款消防費 4 億 4 8 6 万円、 9 款教育費 1 3 億 8, 6 0 3 万 8, 0 0 0 円、 1 0 款公債費 6 億 9, 9 3 3 万 8, 0 0 0 円及び 1 1 款予備費 1 0 0 万円で、項については、次に掲げたとおりです。

次に、 1 ページに戻ります。

第 2 条、債務負担行為は、第 3 条から第 5 条においても同様の法の規定に基づいて債務の負担をすることができる事項、期間、限度額などの条件を 6 ページの第 2 表債務負担行為に定めるもので、 1 件で、令和 5 年度から令和 8 年度まで、限度額を 8, 9 8 1 万 6, 0 0 0 円と定めるものであります。

1 ページに戻り、第 3 条の地方債は、起債の目的、限度額などの条件を 7 ページの第 3 表地方債に定めるもので、公営住宅建設事業 1 件ほか 2 1 件で、限度額合計 1 1 億 5, 5 5 0 万円と定めるものであります。

1 ページに戻ります。

第 4 条の一時借入金は、一時的な借入れの限度額を 1 5 億円と定めるものであります。

第 5 条の歳出予算の流用は、予算の額に過不足が生じた場合に、同一款内で各項間の経費の流用を行うことができることを定めたものであります。

次に、 2 2 5 ページからの一般会計附表は、特別職、会計年度任用職員を含む一般職、再任用職に係る給与費明細書、 2 3 4 ページからは、債務負担行為 2 2 件で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書、 2 3 8 ページは、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

次に、 2 3 9 ページ。

議案第2号令和5年度豊頃町国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,285万9,000円と定めるもので、前年度比1.4%減です。

240ページ、第1表歳入歳出予算。

歳入は、1款国民健康保険税1億4,945万9,000円、2款国庫支出金6万1,000円、3款道支出金3億6,741万6,000円、4款財産収入2万円、5款繰入金5,588万8,000円、6款繰越金1,000円及び7款諸収入1万4,000円で、項については、次に掲げたとおりです。

次に241ページ、歳出。

1款総務費563万2,000円、2款保険給付費3億4,461万7,000円、3款国民健康保険事業費納付金2億470万3,000円、4款共同事業拠出金1,000円、5款保健事業費1,715万9,000円、6款基金積立金2万円、7款諸支出金62万7,000円及び8款予備費10万円で、項については、次に掲げたとおりです。

次に、239ページに戻っていただき、第2条の一時借入金は、一時的な借入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

第3条の歳出予算の流用は、予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で各項間の経費の流用を行うことができることを定めたものであります。

次に、269ページ、国民健康保険特別会計附表は、特別職の給与費明細書であります。

次に、271ページ、議案第3号令和5年度豊頃町介護保険特別会計予算について説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,937万7,000円と定めるもので、前年度比2.3%減です。

272ページ、第1表歳入歳出予算。

歳入は、1款介護保険料6,268万9,000円、2款使用料及び手数料168万円、3款国庫支出金9,553万円、4款道支出金5,538万円、5款支払基金交付金9,556万3,000円、6款財産収入4万8,000円、7款繰入金6,799万5,000円、8款繰越金18万8,000円及び9款諸収入30万4,000円で、項については、次に掲げたとおりです。

次に、273ページ、歳出です。

1款総務費723万1,000円、2款保険給付費3億4,542万7,000円、3款地域支援事業費2,648万3,000円、4款基金積立金4万8,000円及び5款諸支出金18万8,000円で、項については、次に掲げたとおりです。

次に、307ページから314ページまでの介護保険特別会計附表は、特別職、一般職及び会計年度任用職員の給与費明細書であります。

次に、315ページ、議案第4号令和5年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,925万円と定めるもので、前年度比0.5%増です。

316ページ、第1表歳入歳出予算。

歳入は、1款後期高齢者医療保険料4,840万1,000円、2款繰入金2,074万6,000円、3款繰越金1,000円及び4款諸収入10万2,000円で、項については、ここに掲げたとおりです。

次に、317ページ。

歳出は、1款総務費123万円、2款後期高齢者医療広域連合納付金6,781万9,000円、3款諸支出金10万1,000円及び4款予備費10万円で、項については、ここに掲げたとおりです。

次に、333ページ、議案第5号令和5年度豊頃町医療施設特別会計予算について説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,488万2,000円と定めるもので、前年度比47.4%増です。

334ページ、第1表歳入歳出予算。

歳入は、1款財産収入79万9,000円、2款繰入金2,408万2,000円、3款繰越金1,000円、4款諸収入4,000万円及び5款町債1,000万円で、項については、次に掲げたとおりです。

次に、335ページ。

歳出は、1款医院費3,721万8,000円、2款歯科診療所費3,763万4,000円及び3款公債費3万円で、項については、次に掲げたとおりです。

次に、333ページに戻っていただいて、第2条地方債は、起債の目的、限度額などの条件を336ページの第2表地方債に定めるもので、過疎対策事業1件、限度額を計1,000万円と定めるものであります。

353ページの医療施設特別会計附表は、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

次に、355ページ、議案第6号令和5年度豊頃町簡易水道特別会計予算について説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,038万8,000円と定めるもので、前年度比14.3%減です。

356 ページ、第1表歳入歳出予算。

歳入は、1款使用料及び手数料1億3,506万2,000円、2款国庫支出金1,733万9,000円、3款繰入金5,758万6,000円、4款繰越金10万円、5款町債1億30万円及び6款諸収入1,000円で、項については、次に掲げたとおりです。

次に、357 ページ。

歳出は、1款総務費2億911万9,000円、2款公債費1億116万9,000円及び3款予備費10万円で、項については、ここに掲げたとおりです。

次に、355 ページに戻っていただきます。

第2条地方債は、起債の目的、限度額などの条件を358ページの第2表地方債に定めるもので、簡易水道整備事業1件ほか2件で、限度額を合計1億30万円と定めるものであります。

次に、355ページの第3条一時借入金は、一時的な借入れの最高額を5,000万円と定めるものです。

次に、377ページからの簡易水道特別会計附表は、特別職、一般職の給与費明細書です。

384ページは、債務負担行為2件で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書。

386ページは、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

次に、387ページ、議案第7号令和5年度豊頃町公共下水道特別会計予算について説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,502万5,000円と定めるもので、前年度比3.8%減です。

388 ページ、第1表歳入歳出予算。

歳入は、1款分担金及び負担金9万円、2款使用料及び手数料2,616万7,000円、3款国庫支出金3,400万円、4款繰入金1億6,226万7,000円、5款繰越金50万円、6款諸収入1,000円及び7款町債3,200万円で、項については、ここに掲げたとおりです。

次に、389 ページ。

歳出は、1款総務費1億3,558万7,000円、2款公債費1億1,933万8,000円及び3款予備費10万円で、項については、ここに掲げたとおりです。

次に、387ページに戻っていただきます。

第2条の地方債は、起債の目的、限度額などの条件を390ページの第2表地方債

に定めるもので、社会資本整備総合交付金事業 1 件ほか 2 件で、限度額を計 3, 2 0 0 0 万円と定めるものであります。

次に、387 ページの第 3 条一時借入金は、一時的な借入れの最高額を 1 億円と定めるものです。

次に、409 ページからの公共下水道特別会計附表は一般職の給与費明細書、416 ページは債務負担行為 2 件で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書です。

418 ページは、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

以上、議案第 1 号令和 5 年度豊頃町一般会計予算ほか、議案第 2 号から議案第 7 号まで 6 特別会計予算につきまして一括して提案説明を申し上げました。予算を審議いただく際は、予算説明書、説明第 1 号から第 2 2 号により御説明させていただきます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

ここで、お諮りします。

議案第 1 号から第 7 号に係る令和 5 年度豊頃町一般会計及び特別会計予算の 7 件につきましては、本会議の質疑を 3 回までとする会議規則第 5 5 条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号から第 7 号に係る令和 5 年度豊頃町一般会計及び特別会計予算の 7 件につきましては、本会議での質疑を 3 回までとする会議規則第 5 5 条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

### ◎ 議案第 1 号

●藤田議長 議案第 1 号令和 5 年度豊頃町一般会計予算についてを審議します。

これから、質疑を行います。

令和 5 年度豊頃町一般会計予算書 1 4 ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1 款町税、1 項町民税。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2 項固定資産税。



- ( 質 疑 な し )
- 藤田議長 3項軽自動車税。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 4項町たばこ税。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2項地方揮発油譲与税。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 3項森林環境譲与税。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 3款利子割交付金、1項利子割交付金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 4款配当割交付金、1項配当割交付金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 18ページ、5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 8款自動車税環境性能割交付金、1項自動車税環境性能割交付金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 9款地方特例交付金、1項地方特例交付金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 10款地方交付税、1項地方交付税。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 12款分担金及び負担金、1項分担金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2項負担金。  
( 質 疑 な し )

- 藤田議長 1 3 款使用料及び手数料、1 項使用料。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2 項手数料。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2 4 ページ、1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2 項国庫補助金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 3 項委託金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 1 5 款道支出金、1 項道負担金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2 項道補助金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 3 0 ページ、3 項委託金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 1 6 款財産収入、1 項財産運用収入。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2 項財産売払収入。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 3 4 ページ、1 7 款寄附金、1 項寄附金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 1 8 款繰入金、1 項繰入金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 1 9 款繰越金、1 項繰越金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2 0 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2 項預金利子。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 3 項貸付金元利収入。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 3 8 ページ、4 項受託事業収入。  
( 質 疑 な し )

●藤田議長 5項雑入。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 40ページ、21款町債、1項町債。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。  
6番大崎議員。

●6番大崎議員 町税で、特に個人、それと固定資産税について、前年から減っているわけですね。これについては、今後のまちづくりに対してどのような要素と影響がこういうことであるのかなというところで、減る見通しの内容について説明いただけますか。

●藤田議長 加藤住民課長。

●加藤住民課長 御答弁いたします。

1項町民税につきましてですが、前年度は個人の現年課税分の予算額を1億4,439万1,000円当初予算で見させていただきました。このたび、現年課税分ですが1億3,825万3,000円予算計上しております。主な原因としましては、所得割についてですが燃油価格高騰、景気低迷、物価高騰等により、所得の減少が見込まれるものであります。特に農業所得者分を飼料や肥料の価格高騰などによるものを見込んでおります。

続いて、2項固定資産税の減額についてですが、償却資産の現年課税分が主な要因となっております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 説明で理解はできるのですが、ただ、今の説明ですと、本町だけでなく全体的に物価の高騰だとか、あるいは今後、今日あたりもメディアで発表していますが、賃金の上昇が非常に前年度から見ると破格の賃金アップになるような報道がされています。だから、こういうことについての、特に個人について、あるいは固定資産税についても、減価償却の関係もありますが、これらについての経済動向についての今後の見通しは、少しは、こういう減るではなくて、来年度、再来年度あたりは、状況としては変化するという考え方、捉え方でいいでしょうか。

ということは、経済状況によってはマイナスということが今後考えられないかもしれないですし、見通しはちょっと見えるかもしれないということも理解してよろしいですかということをお聞きしたいのです。

●藤田議長 加藤住民課長。

●加藤住民課長 現状コロナの状況も大分落ち着いてきて、令和4年分の収入として

令和5年度分の課税は減少させていただきましたが、令和5年度中にある程度の一定の回復の兆しが見え、また町税のほうも多少の増加を見込めるものと感じております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 これで、質疑を終わります。

次に、44ページからの歳出については、目ごとに質疑を受けます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 52ページ、2目文書広報費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3目財産管理費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 56ページ、4目町有林管理費、説明第1号。

齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 予算説明書1ページを御覧ください。

説明第1号、町有林造林事業の施行について御説明いたします。

令和5年度において、本町の健全な森林の造成や保育を行うため、町有林造林事業を施行することとし、第2款総務費に予算計上いたしました。

事業概要について御説明いたします。

造林事業を施行する団地につきましては全9団地で、新植につきましては二宮団地外3団地、新植合計面積19.73ヘクタール、事業予算額1,225万4,000円です。下刈は、茂岩団地外6団地、下刈合計面積52.59ヘクタール、事業予算額1,287万円。間伐は、安骨団地外4団地、間伐合計面積15.10ヘクタール、事業予算額485万1,000円。準備地拵は、安骨団地外2団地、地拵合計面積22.10ヘクタール、事業予算額797万5,000円。野そ駆除は、茂岩団地外6団地、駆除合計面積140.57ヘクタール、事業予算額37万9,000円です。造林事業総面積250.09ヘクタール、総事業予算額3,832万9,000円であります。

事業の概要につきましては、以上であります。

なお、町有林造林事業施行位置図につきましては、裏面2ページを御参照くださ

い。

契約の方法は、随意契約であります。

説明は以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。5目地方振興費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 60ページ、6目生活安全推進費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 7目企画費。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 2款総務費、1項総務管理費、7目企画費からでございますけれども、委託料の中で地域創生プロジェクト、新規事業により予算化されておりますけれども、主たる目的を説明願いたいと思います。

●藤田議長 鏑木企画課長。

●鏑木企画課長 御答弁申し上げます。

このプロジェクトにつきましては、豊頃町の地域の強みですとか売り、あるいはキャッチフレーズを明確にして、ほかの町にはない強みや売りというものを住民の皆様としっかりと協議をしながら、気づきをいただきながら、それを見える化して地域の誇り、あるいは愛につなげていただくということを目的としたプログラムでございます。

内容といたしましては、豊頃町の未来のあるべき姿というものを描いていく上で基本となる地域ブランディングの考え方、それとシミュレーションしながら、参加している皆様とともに豊頃町がどこを目指していくのか、豊頃町の未来の進むべき方向を示すビジョンマップの設計、これらの活用方法を身につけるというプログラムでございます。

具体的な内容といたしましては、参加者全員でグループワークを中心として地域の資源の棚卸し、あるいは皆さんで棚卸しをしたものの強みですとか、売りの部分の地域のスロット分析、事業体制、展開計画の設計などというものを皆さままで考えながら進めていくというものでございます。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 細部の説明をいただきました。

そこに至るまでには、まずは人材開発が大変重要な問題ではないかというふうに思っておりますけれども、最大目的につきましては、人材開発なのかそういうことではないのかということについてお聞きいたします。

●藤田議長 鎚木企画課長。

●鎚木企画課長 まさに小笠原議員のおっしゃるとおり、一番の目的は豊頃町の将来を担う人材育成が目的となっております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

1 番石田議員。

●1 番石田議員 今質疑がありましたけれども、地域創生プロジェクトはどこに委託をされてやられるのか、お伺いしたいと思います。これは委託料で予算を組んでいますよね。団体か、一般のそういうプロモーション的な会社に委託をするのか。どういう形で委託をされるのかをお伺いします。

●藤田議長 鎚木企画課長。

●鎚木企画課長 業務の委託の相手先でございますが、全国でこういうプログラムを進めている事業会社がございます。実は、令和4年度中にも総合プロモーション事業の中でその事業会社といろいろ似たような事業を組みながら進めているところでございますが、そちらの会社と内容を詰めながら委託というものを考えているところでございます。

●藤田議長 石田議員。

●1 番石田議員 今までいろいろな形でプロジェクトを組んだり、いろいろ活動をしてきているわけでありましてけれども、まちづくりにそういう活動を期待しているところでありましてけれども、まちづくり総合計画の中でも、現状を把握して課題を洗い出して、そして今後どうあるべきかというものがある中で、まちづくりのそういうものに大いに期待できるという活動だと思いますけれども、積極的な成果の上がるような活動に結びつけていかなければならないなと思うのですよね。ただ委託して、委託した結果、報告を受けて、それを活用していけるような形にしていかないと、何回も同じような業者に委託をかけて提案していただいてもなかなか難しいと思うのですよね。それを実践していくことが一番重要なことであって、前にどんどん進めていけるようなものを非常に期待しているわけですがけれども、その辺の考え方についてお聞きします。

●藤田議長 鎚木企画課長。

●鎚木企画課長 まさに石田議員のおっしゃるとおりで、これまでもいろいろ委託を進めながらやってきた事業はございます。実際、人材育成という視点から人を育てて

いくというのは大変難しいなと考えているところでございます。町民の皆様をはじめ、このプログラムには若手役場職員なんかも参加させて、そこで自己研さんを図りながらしっかりと前に進めていきたいと考えているところです。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 できるだけ町民を巻き込むといいますか、町民を参画させた中で進めていっていただければなというふうに思います。

まちづくり推進費の中の報酬でお聞きしたいと思っておりますけれども、ゼロカーボンシティ推進会議委員というのが新規に出てきておりますが、活動目的というか活動内容について御説明いただきたいと思っております。

●藤田議長 鎚木企画課長。

●鎚木企画課長 御答弁申し上げます。

議員も御承知のことと思っておりますが、国では温室効果ガスというものを2050年までにはゼロにするというカーボンニュートラルの方針を宣言しているところでございます。

本町においても、これからカーボンニュートラルですとか脱炭素社会に向けた取組というものを検討していく時期に来ているのではないかなと思っております。これらの社会の実現のためには、町民の皆様や事業者の皆様、豊頃町が連携して取り組むことを担っていくこととなります。それぞれ取組の内容には幅がありまして、多岐にわたっていくということが考えられることから、この推進会議においては、産業団体の皆様や町民の代表、有識者などで構成することを考えておりまして、将来の町の地球温暖化対策実行計画というのを見据えながら会議を開催していきたいと考えているところでございます。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 今、構成メンバーの御紹介をいただきましたが、委員会の人数は何人ぐらいを予定しているのですか。

●藤田議長 鎚木企画課長。

●鎚木企画課長 現在考えているところは、おおむね10名程度を考えているところでございます。この10名程度につきましては、町内の皆様、そのほかに振興局ですとかというところの方をオブザーバーにというふうなことも考えています。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 各町村、今ゼロカーボン、また脱炭素化に積極的に取り組んで推進

されておりますけれども、本町においてはちょっとスピード感がないなというような思いがありますけれども、スピード感を持って今後これらのものを進めていただきたいと思います。だんだんそういう社会に入ってくるというのは間違いなく目の前に来ておりますので、そういうところの考え方についてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 今、脱炭素社会、温室効果ガス排出ゼロというところに、ゼロカーボンシティ推進委員会のお話がありました。本町の取り組みがちょっと遅いのではないかという話でありましたけれども、各町それぞれでございまして、実際、北海道のほうからもこういった要請が来ているところでございます。

その中で、先に宣言をしてから内容を詰めていくか、あるいは内容を詰めてから、しっかり現状把握してから宣言をしながら進めていくかというところの各自治体の違いがあるのかなと思っていますので、私のほうでは、特段きちんと町内の現状をしっかりと把握した上で、宣言も含め、施策もやらせていただきたいというようなことで考えているところでございます。

実際、できてから進めたのでは遅いだろうというところもありますから、いわゆるできるところから順次進めていくということになりますけれども、大きなことはこういったところの組織の中で話し合っていたいただきながら、計画的に進めていくということが筋ではないのかなとそのように考えておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思っています。

以上でございます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 町長の答弁は理解をいたしましたけれども、できるだけスピード感を持って進めていただきたいと思いますというふうに思います。

次に地域おこし協力隊員の報酬、旅費、役務費、委託料等々973万円が予算化されておりますけれども、地域づくり推進員という方の報酬が見込まれております。そのほかに委託料で、地域おこし協力活動費564万円が見込まれております。そしてまた、負担金補助及び交付金に地域おこし協力隊活動費補助金280万円見込まれておりますけれども、よく見ますとどういような構成でなっているのかなというのがよく理解できないのですが、地域おこし協力隊にどういものを期待して活動いただくのか、その辺について御説明いただきたいと思います。

●藤田議長 鏑木企画課長。

●鏑木企画課長 御答弁申し上げます。

この予算書を見る限り、実はそれぞれ地域おこし、あるいは地域づくりが出てくるものですから、大変分かりづらいかたと私もちょっと反省しているところでござい



す。

地域おこし協力隊につきましては、いろいろ総務省からも示されておりますけれども制度がございます。地域おこし協力隊のカテゴリーの中に、地域おこし協力隊、これは都市地域から過疎地域に隊員が一定期間居住して、地域協力活動を行いながらその地域の定着を図るといふようなことでございますが、地域おこし協力隊の一定期間というのは大体1年から3年程度というふうに規定されております。そのほかに、地域おこし協力隊というものを、移住してきていきなり1年間から3年間活動していくというのはハードルが高いというところで、実際の生活や活動の具体的なイメージをしてもらおうということで2週間から3か月程度を活動期間とした地域おこし協力隊インターンという制度がございます。先ほど議員のおっしゃられた地域づくり推進員の報酬につきましては、地域おこし協力隊インターンという隊員を招致する予算を計上してございます。これは3名分で14日間というところの予算措置になっております。

委託料の地域おこし協力活動というものは、地域おこし協力隊は先ほど1年間から3年間活動していただくというところで、その中にも任用型の地域おこし協力隊員、委託型の地域おこし協力隊員、委嘱型の地域おこし協力隊員という区分がございます。通常一番多いのが任用型地域おこし協力隊員というもので、これは町が委嘱して会計年度任用職員の身分になるもの、委託型につきましては、町は委嘱するのですけれどもフリーミッション型と言われるもので個人事業主、雇用主がない個人事業主という分け方になります。委嘱型というのは、町から委嘱はするのですけれども、主な勤務先が民間企業になるものでございます。

今回の委託料につきましては、地域おこし協力隊の任用型、委託型、委嘱型それぞれの区分について募集をかけたのですが、応募があったところが委託型の地域おこし協力隊員ということで、委託型個人事業主に当たるフリーミッション型の地域おこし協力隊員の通常であれば報酬に当たる部分を委託するという形で計上させていただいているところでございます。

地域おこし協力隊活動費補助金というのは、実は報酬のほかに協力隊員がその町に来ていろいろ活動する経費がございます。これは実際来てもらったときに活動する旅費ですとか、活動に必要な消耗品、あるいは関係者間との調整に要する事務経費、あるいは研修会の経費、これらの経費になります。通常ですと任用型の隊員は会計年度任用職員の身分に当たることから、一般会計から支出します。委嘱型については受入団体が雇用されておりますから、ここから支出されることになります。先ほど申し上げた委託型の隊員につきましては、活動費が委託料に入っておりませんので、これを補助金として支出するための経費を計上しているというところでございます。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 今の説明を聞いて、説明の内容は分かりましたけれども、委託料とこの補助金ですか、委託するわけですから委託先に補助金というのでかかる経費を出すのですね、要するにね。委託料と一緒に組んだりすることはできないのですかね。委託料と補助金の関係がよく理解できないのですが、そのようなことは可能ではないのですか。

●藤田議長 楠木企画課長。

●楠木企画課長 地域おこし協力隊の経費等につきましては、実は特別交付税で措置されることになってございます。それは報酬に当たる部分、それと経費に当たる部分がありまして、実際、活動経費に当たる部分については、例えば活動に関係のないような食料費ですとか、例えば備品購入費みたいなものがございまして、その辺のことを精査しながら活動費として補助金として支出するという考えでございまして。

委託料に含めると、その辺の資金の部分の管理というものがなかなか煩雑になるのかなと思っております、こういう分け方で計上しているところでございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 いろいろと、さきに質問者もおりましたが、ダブるかもしれませんが、先ほどのまちづくり推進費の中でお話がありましたように、ゼロカーボンシティについてなのですが、先ほど担当課長からいろいろと説明ありまして、今後についての構成だとか、これからの計画だとか、推進については説明がありました。

ややもすると、本町の特性かもしれません。いろいろと推進委員会をつくれます。そして先ほどのような推進される委員の対象者が、町民とか産業とか、あるいはオブザーバーで振興局とあります。ところが、全て大体同じメンバーが多過ぎるのです。ですから、運営する、推進していく、前進していく中には、いろいろと内容は別々かもしれないけれども、同一人物が多過ぎる。多分、振興局も同じだと思います。これはやむを得ないのです。

やむを得ないから、豊頃ならではのものを、メンバーも全く若い人でもいいと思います。女性でもいいと思います。一般人でもいいと思います、町民は。感覚がまだそこまで成長していなくても、そういう方々の生の意見を反映しないと、事務局がつくったもののストーリーどおりに行ってしまうのです。というのが、今までの内容として私は感じるなという危惧があります。危惧というか当たり前ののですが、メンバーが多ければ、それはいろいろと立場の違う方々を構成員としてもらうといいので

すが、なかなか難しいところを御心配いただきたいなというところを一つ。

それと町長に、もう既に今日の新聞でも、管内で宣言をしました。宣言するという事は、何があるかという、宣言しただけで、手を挙げて「はい、私の町はゼロカーボンシティの宣言をしましたよ」と言うだけではないのです。もう既に、国は宣言した自治体には、例えばの話、これは実例ですよ。太陽ソーラーパネルをやりたいと町民が希望すると補助金が民間業者からそういう申請をして、もう動いています。ですから、できるだけ推進委員を早く決めて、そういうような宣言を豊頃町もしなければ該当しないというところで、もう既に該当しているところが十勝管内で2町あります。ですから、そういうようなところも、町民は個人でソーラーしたいなと言ったら申請を推進委員会の窓口の人たちがそういうものをセットすると、それがゼロカーボンのプラス要素として国は査定されると。システムはもう町で分かっていると思うのですが、そういうようなところも規定が過ぎていますから、動いていますので、できるだけそういうようなことを考えられていったほうがいいというところの感想を、もう既に情報が入っていると思いますが、町長ちょっと答弁いただけますか。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 今、議員の御質問あった関係ですが、私も、構成員につきましては、各団体ですとかいろいろな有識者含めて考えなければいけないというのはそのとおりなのかなと思っていますけれども、人数に限られますので、そこは今、議員おっしゃられた中で必要なことだと思います。若い方ですとか女性の意見というのも当然必要なことだと思いますから、そこはしっかりと中身を立てるときに検討させていただきながら対応していきたいなと、そのように思っています。

それと、今後の考え方なのですが、そこもできるだけ推進委員会を早く立ち上げて、中身のほうを煮詰めながら、どういった方向性に持っていくのかというのがここだと思いますので、その中での御意見ですとか、これとまた別な形で、どういった形で町としての方向性を振っていくのかというところは、早いうちに考えなければいけないと思っています。

国の制度といったところも含めまして情報は得ておりますから、町として、また民間のそういった太陽光といった部分の整備も含めまして、どういった形でやっていくのかというのもしっかりと協議していかなければならないのかなと思っていますので、今後については、そういった形で進めてまいりたいなと思っています。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 これは無理かもしれませんが、まだ推進委員がこれから23万6,000円の予算をつけて、先ほどの説明では10人前後ということの説明がありました。できれば、ある程度、町長の判断でいいと思います。どっちが先かということ

先ほど説明しておりましたが、豊頃町はゼロカーボンシティ宣言をというのをできるだけ早くしたほうがいいかなという感じ取りを個人的にしています。

今年度の予算を来年の2月、3月までということにはならないと思いますけれども、そういうようなことのある程度のめどの考えがあれば、まだまだこれからのことかもしれません、ある程度の計画というか見通しをつけたいというところがあれば、お話しいただけますか。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 先ほどもできるだけスピーディーにという話をされておりますので、ここからはもっともっとスピードを速めて考えていかないとならないと思っておりますので、そういったことで、今具体的にいつやるのだというところはここではちょっとお答えしかねるのかなと思っておりますが、そこは気持ちとしてスピーディーな形でしっかりと遅くならないようにだけさせていただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 別件でちょっと。

総務管理費の中で、区長手当の件が出ています。これは、コピーや何かの公費も含めると、大体年間、区長は70万円ですか170万円……。 (発言するものあり) ページ数では59ページです。これは区長からの……。

●藤田議長 大崎議員に申し上げます。企画費の中の質問に限らせていただきますけれども。

●6番大崎議員 そうですか、そうしたら、後で聞きます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 11時15分まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

70ページをお開きください。8目地籍管理費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 9目電算情報管理費。

1番石田議員。

●1番石田議員 地上デジタルテレビ放送局管理費の中の委託料について聞きたいと思うのですが、無停電電源装置の更新業務とありますけれども、これは装置を一式というのか、新たに更新されるものなのかどうなのか、お聞きしたいと思っております。

●藤田議長 鎚木企画課長。

●鎚木企画課長 御答弁申し上げます。

無停電装置でございますが、町内の難視聴区域のテレビ受信のために、受信アンテナで受信した放送電波を難視聴区域に光ケーブルで送り届けているところですが、これはテレビ放送再送信施設と言うのですが、その施設全体が光送信機ですとか、あとは光受信機、あとは光の増幅器、アンプユニット、無停電装置、ほかにもその他附属品から構成されているものでございます。

無停電装置の役割といたしましては、停電等により電源が強制的に止まったときにいろいろな機器で構成されているそれぞれの機械が強制終了によってシステムが破損してしまうことがあります。これを防ぐために停電になってもすぐ電源が落ちないように非常用電源が稼働する間のバックアップ電源として備わっているものでございます。今回は、無停電装置の経年劣化によりバッテリー容量が不足していることから、その機器を更新するというものでございます。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 説明で内容は分かりました。

装置の更新、更新というのか、その部分を取り替える、要するにシステムの改修ですよね。システムの改修であれば委託料でいいのですけれども、部分的な機器の更新となると、工事改修というのが普通一般的だと思うのですけれども、科目がどうなのかなというふうに私思ったのですが、更新ではなくて、これは改修ですよね、内容的には。もともとそういう装置があるわけですから、その部分を改修していくという形ですよね。それであれば委託料でいいと思うのですが、更新と出てきているものから、更新というのは更新工事しかないかなと思ったのですけれども。

●藤田議長 鎚木企画課長。

●鎚木企画課長 御答弁申し上げます。

システムの全体の改修というよりは、無停電装置の更新といたしましては、先ほど申し上げたとおり、各機器の精密機械があるものですから、接続状況を確認しながら電気配線等の専門知識も必要となるものでございます。機器の更新にはなるのですけれども、工事請負の部分の工事費などとは違いまして、専門的な知識が必要になってくるところから委託料で見ているというところでございます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。74ページ、10目簡易郵便局費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2項徴税費、1目税務総務費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 4項選挙費、1目選挙管理委員会費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2目知事道議会議員選挙費。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 4項選挙費、2目知事道議会議員選挙費の役務費からでございますけれども、選挙ポスター掲示場撤去となつてございまして、費用が25万円。こういう選挙に絡むポスターの掲示については、設置費用と、それから掲示場撤去費用というのは含まれているということで今まで思っていたわけですが、設置費用が組みされていない理由についてお聞きいたします。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 御答弁申し上げます。

知事道議選の告示につきましては3月中でございますので、旧年度予算で設置の予算を見ているということでございます。

以上でございます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。3目町議会議員選挙費。

3番坂口議員。

●3番坂口議員 選挙運動公費負担金とありますけれども、これはどのようなものか、ちょっと具体的に説明をお願いします。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 町長選、町議選に、新たに選挙公営の制度ができて、立候補した方のポスター作成費用、自動車の費用、運転手の費用、ビラの費用は、今までは個人負担でありましたが、町が一定の限度を決めて負担することに今回からなります。その費用を見ております。

以上でございます。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 選挙カーに対して助成もあると聞いているのですけれども、これは告示日から終わりまでなのか、出た日だけなのかというのはどうなのでしょう。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 全て運転手もそうなのですけれども、使用した日。ですから、例えば無投票で、1日で終わった場合は1日分しか出ません。ガソリンの費用も出るのですが、ガソリンもその日に給油しなければ該当になりません。次の日だからいいということにはならないのです。ですから、あくまでも出た日のみということになります。

以上でございます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。84ページ、5項統計調査費、1目統計調査費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 6項監査委員費、1目監査委員費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 90ページ、2目長寿社会振興費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3目老人福祉費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 94ページ、4目障害者福祉費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 98ページ、5目福祉医療費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 6目福祉バス等管理費。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 6目福祉バス等管理費からでございますけれども、コミュニティバス運行管理費でございますけれども、これにつきましては現年度予算が1,642万7,000円と、過去の数字を見ますと、令和3年度予算、4年度予算におきましては1,800万円台。令和3年度の決算が1,800万円台ということで、令和4年の予算よりも大幅に減額になってございまして、190万円ぐらい減額になってございます。この理由についてまずお聞きしたいということと、それから、運行業務費が令和4年度よりも減額されている中で、臨時運行増便分が追加されている理由についてもお聞きいたします。

●藤田議長 加藤住民課長。

●加藤住民課長 御答弁いたします。

令和4年度予算においては、コミュニティバス運行業務として1,812万6,000円を計上させていただいております。内訳がありまして、内訳につきましては、運行業務で1,760万円、見えてはいなかったのですが、その中で臨時運行増便分として52万6,000円を計上しておりました。

令和4年度の契約から指名競争入札による契約となっております。前年度当初と比較において減少となっております主な要因については、人件費であります。バスの運行業務の予算上の人件費の積算については、国の設計労務単価を用いており、令和4年度においても、令和5年度においても、参考とした人件費の単価は国の設計労務単価であります。勤務時間の考え方だとか、残業手当の計算方法など、いま一度見直し精査させていただき、結果、昨年度より予算計上が減少となりました。

続きまして、臨時運行増便分ですが、先ほども申しましたが、昨年度までの予算については、運行業務として一括予算を見ておりましたが、内訳がございました。先ほども言いましたとおり、運行業務として1,760万円、増便分として52万6,000円を昨年は見ておりました。ただ、予算上ですと内訳が示されておりませんでした。今申し上げた内容でございます。このたびの予算書から内訳を示させていただいております。

臨時運行増便分というのは、運行業務委託契約の業務外として平成30年度からこのような契約形態を取っております。コミバス7便において、16時30分豊頃駅を発車する便なのですが、こちらにつきまして、大津方面への乗客がいる場合のみ福祉センターから大津まで、降車専用として延長運行をしております。また、物産直売所が開設している期間中、予約制で大津コミセンから物産直売所までコミセンを使って運行委託をしているものでございます。コミバス7便の延長分及び物産直売所までの増便分については、距離による単価契約として、実績に基づいて支払うという契約内容となっております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●小笠原議員 契約内容のことということでございますけれども、運転手が減ったということではございませんよね。それと、現在コミュニティバスに係る運転手というのは何名なのでしょうか。

●藤田議長 加藤住民課長。

●加藤住民課長 答弁させていただきます。

運転手につきましては、日中、朝から夕方までは1人で対応していきまして、夜の時間帯だけ日替わりで別な職員が入っているようでございます。

以上です。



- 藤田議長 ほかに質疑はありませんか。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 次に進みます。102ページ、7目後期高齢者医療費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2項児童福祉費、1目保育所費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 108ページ、2目子育て支援費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 3目学童保育所費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 4目児童措置費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 3項災害救助費、1目災害救助費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 116ページ、2目保健センター管理費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 3目保健指導費。  
7番大谷議員。
- 7番大谷議員 123ページの産後ケアについてお伺いしたいと思います。  
町長の執行方針演説でも重点項目に入っておりますし、これはどんな事業をしようとしているのかお聞きしたいと思います。
- 藤田議長 丹羽福祉課長。
- 丹羽課長 産後ケア事業でございますが、こちらにつきましては慶愛病院のほうに委託しまして、出産後、一定期間体調不良となったお母さんをそちらのほうでケアをするという、精神的な安定だとかということを図る事業でございます。
- 藤田議長 大谷議員。
- 7番大谷議員 その精神的な部分も重要な事業だと思いますけれども、女性の場合、十月十日、体で育てているわけですから、産後非常に体に変形しているという考え方もございます。そのために整体で矯正しなければならないと。それでなければ非常に体調を崩すというような話もありますが、そういった事業に取り組まないのですか。
- 藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 御答弁申し上げます。

ただいまの最初の回答が、議員が言ったことも含めてのケアというふうになりますので、体調の不良もそうですし、精神的な不良、そして育児的な悩み事だとか、いろいろな意味でケアしてくれるということでこの事業が始まったところでございます。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●7番大谷議員 1人では全然人口は増えていかないのでは、2人、3人と産んでいかなければならないので、手厚い産後ケアをしっかりとしないと、人口の増加につながらないと思いますので、町長はこのことについてどのように考えているのかお聞かせ願います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃるとおりでございます。いわゆる育てるほうの施策というのは結構充実したような形でさせてもらっていますから、産んでもらうといたらおかしいのですけれども、そういったところの産んだ後の産後ケアですとか、産前ケアですとか、そういったところもしっかりと制度のほうを設計させていただいてやっていかなければ駄目だと思っておりますので、今回の事業の中も中身のほうを精査させていただいて、足りないようなところがあれば、そういったものも整備として足しながらやっていきたいと、そのように思います。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 3目保健指導費からでございますして、19節の扶助費からでございます。PCR検査の費用でございますして、令和5年度の予算については12万3,000円ということになってございます。令和4年より予算化されておまして、令和4年については50万円、補正予算において46万8,000円の減額となっております。令和4年中において何人ぐらいいに対して検査助成が行われたのかお聞きいたします。

●藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 御答弁申し上げます。

令和4年度の実施につきましては、1件の助成ということになっております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 PCR検査でございますけれども、予算化したにもかかわらず、いわゆる助成措置を取ったにもかかわらず割と利用されなかったといえますか、この理由について、何が原因と考えられるかお聞きいたします。

●藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 御答弁申し上げます。

この助成事業につきましては、病院でのPCR検査は対象になりませんので、個人で受けた場合が対象になります。それで1件ということになっております。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

1 番石田議員。

●1 番石田議員 すみません、今の議員が質問されたことに関連してちょっとお聞きしたいのですが、PCR検査、前にも私、何とか助成をしてあげたらということで、助成をするようにしていただきましたけれども、PCR検査を受けるときに、全額負担しないとならないのですよね、費用を医療機関に。2万3,000円か4,000円ぐらいかかるのですか。そして、領収書を持って窓口へ来て、請求をして、個人負担が2,000円ですか。その差額は返していただけますよと、助成していただけますよということなのですか。

私は、これは逆で、窓口で2,000円を納めて、町のほうで医療機関のほうに支払うようにすれば、PCR検査を受ける方も受けやすいのではないかなと。これが大きな原因で、PCR検査を受ける方が少ないのではないかなと思うのですけれども、高齢者の方ですとか、特に負担する額が2万円を超えますとなかなか行きづらい。一度に医療機関に支払う金額が2万円を超えると、なかなか検査を受ける人たちが毛嫌いするといいますか、受けないのではないかなと思うのですよね。

これを逆の発想で、窓口で2,000円を出したらPCR検査を受けられますよということにしたほうが、大体終わってしまいましたからあれなのですかけれども、そういう形にできるだけ負担を軽減してあげるというような形で進めていただいたらよかったですというふうに思いますけれども、その考え方についてお聞きします。

●藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 御答弁申し上げます。

コロナの関係もだんだん収束に向かっている状況でございますが、議員が言うように、当時、負担の多い検査であったことで、そのような対応をしなかったということもちょっと反省するところでございます。ただ、医療機関なのですけれども、指定した医療機関というのがなかなか難しく、やはり領収書をもらってからの償還払いになってしまったというのが現実なところでございます。

今後こういうような新たな状況になったときには、そういうことも加味しながら検討していくというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

● 1番石田議員 ほかにも助成するものが数多くあると思うのですけれども、できるだけ町民に、初期にあまり負担のかからないような、そういう設定というのか、そういう手法を凝らしていただきたいなというふうに思います。今後もまたいろいろ出てくるかと思えますけれども、こういうようなことで対象者が減少する、少ないということにならないような検討も必要ではないかなというふうに思います。

妊娠・出産包括支援事業の中の扶助費でありますけれども、出産・子育て応援給付金200万円を見ておりますが、給付内容についてちょっと御説明いただきたいと思えます。

●藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 御答弁申し上げます。

本事業につきましては、国の事業でございます、孤立や不安感を抱く妊婦、子育て世帯を支援するために妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援と、それから経済的支援を一体的に実施する事業でございます。具体的には、妊娠の届出時に相談を受け5万円を支給する、それから出産時に5万円を支給するということで、出産しましたら合計10万円を支給するという事業でございます。

支給内容につきましては、ベビー用品や子育て用品の購入に充ててもらおうということが主な目的となっている事業でございます。令和5年度については、現金給付の支援というふうに現在考えておりまして、20人分200万円ということで計上させていただいております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。124ページ、4目乳幼児等医療費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 5目清掃費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 6目し尿処理費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2項簡易水道費、1目簡易水道費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費。

3番坂口議員。

●3番坂口議員 先日の町政執行方針の中にありました現行の農用地利用集積計画に替わり新たな地域計画を策定、農地バンクを活用した農地の集積が開始されることと

なるということではありますが、どのように変わるのか具体的に教えていただきたいと思います。

●藤田議長 林谷農業委員会事務局長。

●林谷農業委員会事務局長 答弁いたします。

今年度、農地の基盤強化法が改正されまして、今現在、人・農地プランというのを令和7年3月までに新しく策定しなければならず、それに関係して農業委員の活動も少し変わりました、それに向けて昨年9月にタブレットを購入しまして、令和4年度からそのタブレットを使って、現在の農地を把握して農地に関する、例えば権利移動、転用等の現地確認業務をそのタブレットを使って行うのですけれども、その中で農地の集積、その辺も一緒に効率よく行うということで、集積率を上げるという形になります。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。130ページ、2目農業総務費。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 2目農業総務費の農業振興一般経費からでございますけれども、新規就農者誘致促進対策協議会委員の予算が1万9,000円となつてございますけれども、この協議会でございますけれども、私の知る限り平成20年にはもうあった協議会でございます。ずっと委員の報酬が予算化されておりました、誰が任命されて、どのようなことが協議され、また新規就農者に関する情報はどのように得られているのか、お聞きいたします。

●藤田議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁申し上げます。

議員から御質問のあった新規就農者誘致促進対策協議会でございますが、新規就農者の認定と優遇措置等の適正化を図るために設置された協議会でございます。

協議会のメンバーにつきましては、必要となつたときに招集されるものでありまして、今現在、委員は任命されておられません。最近では、平成15年12月に協議会を開催しております、そのときの委員は、農協、農業委員会、十勝東部地区農業改良普及センターの職員となっております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 この協議会が機能したのは平成15年が初年度ということで、いわゆるこの協議会というのは、いつ頃からできたものなのでしょうか。

●藤田議長 暫時休憩します。

午前 11 時 46 分 休憩

午前 11 時 48 分 再開

●藤田議長 議事を再開します。

齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁申し上げます。

平成 4 年 9 月に協議会を設置しております。

●藤田議長 小笠原議員。

●2 番小笠原議員 平成 4 年以降ということでございますけれども、この協議会ができた形の中において、現在、営農を続けておられる方は、いわゆる対象になっている方というのは何件なのでしょうか。

●藤田議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁申し上げます。

今現在、この協議会で協議をされて就農されている方は、2 農家ございます。  
以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。132 ページ、3 目土地改良総務費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 4 目道営事業費、説明第 2 号。

齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 予算説明書 3 ページを御覧ください。

説明第 2 号、道営農地整備事業の施行について御説明いたします。

令和 5 年度において、農業生産性の向上を図るため、道営農地整備事業を施行することとし、第 5 款農林水産業費に予算計上いたしました。

事業の概要について御説明いたします。

初めに、事業名、長節地区は継続事業であります。全体事業費 5,300 万円、事業予算額 901 万円、負担割合は 17% であります。事業の内容につきましては、区画整理を面積 15 ヘクタール実施いたします。

次に、事業名、茂岩地区は、新規事業であります。事業の内容は茂岩地区の調査計画及び計画樹立に係る調査計画費についてでございます。全体事業費 120 万円、事業予算額 60 万円でございます。負担割合は、北海道 50%、町 50% であります。

2 地区で総事業費 5,420 万円、総予算額 961 万円であります。

事業の概要については、以上であります。

また、道営農地整備事業施行位置図につきましては、裏面4ページ、対図番号1ページが長節地区でございます。5ページ、対図番号2ページが茂岩地区でありますので御参照願います。

なお、事業主体は、北海道であります。

説明は以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。5目多面的機能発揮促進事業費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 136ページ、2項畜産業費、1目畜産業費、説明第3号。

齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 予算説明書7ページを御覧ください。

説明第3号、家畜自衛防疫資材倉庫新築工事の施工について御説明いたします。

家畜伝染病等特別疾病が発生した際、早期正常化の対策として緊急的に農場施設の清掃及び消毒など、環境衛生の改善の措置が必要であります。これまでは林業センター内に資機材を保管し、備蓄を行い、必要に応じて搬出し、自防事業を実施していましたが、新年度において林業センターの解体が予定されているため、今後の自防活動の円滑化と畜産経営の安定に資することを目的に、令和5年度において、家畜自衛防疫資材倉庫新築工事を施工することとし、第5款農林水産業費に予算計上いたしました。

事業概要について御説明いたします。

工事名は、家畜自衛防疫資材倉庫新築工事であります。工事予算額1,100万円、工事の内容につきましては、延べ床面積59.62平米の資材倉庫新築1棟、浸透枿設置一式であります。

事業の概要については、以上であります。

また、家畜自衛防疫資材倉庫新築工事の施行位置図につきましては、裏面8ページを御参照ください。新築場所は、農業農村サポート施設駐車場の西側の町有地に木造平屋建1棟を施工する予定です。

なお、契約方法は、指名競争入札であります。

説明は以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

6番大崎議員。

● 6番大崎議員 確認の意味で質問させていただきます。

建設予定地が、今の農協の施設近辺ですよ。これはどのような所有者、農協なのか、それとも町のものなのか。そこに建てるという解釈、その辺説明いただけますか。

それと、平屋で木造ということで、面積的に坪数でいうと大した面積ではない、18坪ぐらいなのですよ。単価が1,100万円ということになると、坪当たり、単純に3.3で割ると61万1,000円ぐらいかかるのです。これは現状としては、妥当な数字としてちょっと理解できないのですが、その辺説明いただけますか。

● 藤田議長 齋藤産業課長。

● 齋藤産業課長 御答弁申し上げます。

まず、土地ですけれども、今ある施設等の土地は全て町有地でございます。農協と町の間で町有地の長期無償貸付を行っておりまして、平成15年12月15日から令和6年3月31日まで貸付けをしているところでございます。

単価でございますけれども、施設の中に柵とかそういったものを設置する関係で金額的に少し高くなっているところでございます。

● 藤田議長 大崎議員。

● 6番大崎議員 この中に、工事内容で浸透柵というのはどういう内容で、何の用途でこれをされるのかということ。

それから、町有地だったのです。これを無償であれですか。なぜかという、分からないから聞くのですが、一般的に自衛防疫施設というのは、この後に予算で150万円ぐらいずつ町の防疫のことで出ているのですが、この運営とか管理だとか、そういう内容というのは今現在どこがやられていますか。

● 藤田議長 齋藤産業課長。

● 齋藤産業課長 御答弁申し上げます。

自衛防疫組合でやっている事業につきましては、農家の消毒作業とかが主でございます。そういったときに資材をそのまま使って、いわゆる感染症予防のために行いますので、使った後の作業で水洗いが必要です。水洗いしたときに浸透柵等が必要だということでございます。

あと、自衛防疫組合の運営につきましては、町と農協で行っております。

以上です。

● 藤田議長 大崎議員。

● 6番大崎議員 浸透柵だけでよろしいのですか。防疫で消毒したものが、浸透柵で、自然にそれを処理するというのでいいのですか。こういう防疫の段階の施設は、というところがちょっと分からないのです。もう少し徹底的なそういう衛生



管理で浄化して、そういうものについての処理をするというのが普通で、浸透枳で、ただ自然浸透させて、それでいいのかどうかというのが疑問です。もう少し説明いただきたい。

それともう一つは、今、この防疫、自主防衛についての管理は誰が主体でやっているのだというところを明確に理解したいのですよね。ただ単なるそういう一農業、農家、農事経験者だけのグループなのか、町が主体で産業課がやっているのか、農協が主体でそれをやっているのかというところを、分からないから、正確に知りたいのですね。その辺説明いただけますか。

●藤田議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁申し上げます。

自衛防疫組合の事務局は町にありまして、その作業をするのは町の職員と農協職員が合同で行っております。基本的には、現場の関係につきましても、農協のほうがかかっていますので、農協の方が主に動いていただいて、町のほうも一緒に協力するという形を取っています。

資材につきましても、基本的には、一回現地で清掃してきます。その後、さらに倉庫にしまうときに清掃するので、浸透枳で対応できるというふうに考えています。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 1目畜産業費、18節の負担金補助及び交付金からでございますけれども、新しい予算措置といたしまして和牛振興対策事業補助金でございます。78万円組まれております。この補助金の主たる目的と、どのような好成績を収めた和牛畜産農家に対して支払われる補助金なのかお聞きいたします。

●藤田議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁申し上げます。

この補助金は豊頃町和牛生産組合に対する補助金でございます。この組合、農協のほうに事務局がございまして、消費者のニーズに即した安心・安全を基本とする飼養管理に取り組んでいる団体でございます。改良促進と繁殖、育成技術の向上を図るため事業を推進しております。

2027年に開催されます第13回全国和牛能力共進会北海道大会に向けて豊頃町和牛生産改良組合が取り組むことが重要であるということから、平成16年度から補助をやめておりましたが、20年ぶりに豊頃町和牛生産改良組合の活動に対して協力するというので、まずこれは10万円、さらに豊頃町和牛生産改良組合の生産販売を主として取り組まれている家畜伝染病の町内の蔓延拡大に危機感を持っているとい

うことから、消費者のニーズに即した安心・安全に向けた取組として感染症予防に向けた事業に対し68万円を補助したく、計上させていただきました。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 和牛振興対策の補助金のことについては理解いたしましたけれども、同じ補助金及び交付金の中に、黒毛和種優良遺伝子普及事業補助金というのがございます。新しく和牛振興対策事業ができた陰で、いわゆる和牛の優良遺伝子に関する予算につきましては令和2年度より予算化されておりまして、そのときには100万円、令和2年、3年と予算化100万円で行っていただきましたけれども、令和4年、5年とそれぞれ50万円、30万円と減額されておりまして、令和3年度の決算額が23万円となっております。

いわゆる優良遺伝子普及事業補助金については、特定の畜産農家にしか使われないため、使い勝手が悪いがために、補助金が要するに減額になっている現実があるのか、それに代わってもう少し理解されやすいということで和牛振興対策事業の補助金が作られたのかということについてお聞きいたします。

●藤田議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁申し上げます。

議員から御指摘のあったとおり、この事業は令和2年度から令和6年度までの5年間の事業で行ってまいりました。事業当初、令和2年度は9個、令和3年度が23個と。今年度につきましては5個と非常に少ない数字になっております。年間100個の受精卵購入を計画し、5年間で行ったのですけれども、令和4年度におきましては計画で50件減らして、もともと予定していた件数が13件だったのですけれども、新型コロナウイルス感染拡大、牛の感染症の対策の関係で事業が予定どおりにいかなかったということで、今年度は5個と減っているところでございます。来年度に予算を減らしたのは、一番多かった令和3年度の23個を基本に30個としたところでございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 申し訳ないですね。この18節の豊頃町家畜ふん尿等バイオマス事業推進協議会補助金5万円ですよね。これは現在、予算としてはどういうところのバイオマスに対しての計画というのか査定でこういう5万円をあげているのか、ちょっと説明いただけますか。

●藤田議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁申し上げます。

バイオマス事業推進協議会の補助金でございますが、令和4年度までは10万円見しておりました。この協議会は、今現在活動がされていない状況でございます。予算のほうも削ったのは、今現在の持っているお金のほうもありまして、まず来年度は5万円だけ補助して対応するという形でございます。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 これは、よく考えて今後いかなければいけないというのは、先ほどから関連する事業が、社会全体の状態が本町にもそういうことで影響するというこの政策をこれから立てていこうという、今スタートラインだというふうに考えています。

なにゆえかという、既に発表になっている本町では、民間でバイオマスふん尿に対するバイオマス事業を着手しているのではないですか。そういう方々に対するこういう予算というのは、直接関係するしないは別として、政策的に私は重要な内容ではないかなというふうに解釈するのですね。

それは、いずれ、今、民間で1か所着手しました。メディアで発表しています。また、そういうことが公になっています。そのことがゼロカーボンシティの宣言の一つにもなるというふうに私は理解して、町政の中でそういうことが推進されていくというふうに理解しているのですね。そのものに対しての理解ということになれば、この協議会を生かし、そして予算化し、裏づけをして積極的に進むという解釈でないといけないと思いますけれども、その辺の解釈の理解を、やっぱり執行する町長に御意見を所感をいただきたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 補助金の予算の立てつけについては、担当課長からあったとおりでございます。実際、会議、協議会自体を動かす中ではこの予算でいいというような形になっています。ただ、重要なのはしっかりとこの会が機能しなかったらならないというところだと思います。実際この団体、協議会自体は各産業団体、関係するところが今回の民間で建設を予定している農業法人のほうも実際入られていますし、そういったところで、集まられて今後について協議しているというような形でございますので、協議会自体にあまりお金はかからないのですね。ですからこの予算になっているということになりますけれども。

ただし、議員おっしゃられるとおり、町の環境施策を含めると、ここはすごい大きなバイオマスの形、ガスも含めまして非常に大きな話になってきますから、いわゆる全体的な話を制度設計するときには、この協議会も非常に重要なところだというよう

に私のほうは認識しておりますので、せっかく過去に町でバイオマスの施設を造るといったときにできた推進協議会でございます。それを今までずっと引っ張ってきているわけですが、ここもしっかりと活用させていただきながら、今後の本町の温暖化施策を組んでいくというようなところで活用させていただくようなことになってくると、そのように思っております。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 非常に時間が気になるので、午後に回してもらえればと思うので、これについての関連のことが午後からまだ質問させていただきたいと思って、今の町長の考えで、もう少し深読みをしてもらえればなという内容で質問を午後からさせていただきたいと思います。

●藤田議長 今、議員の配慮ですけれども、質問途中ですので、この項目は続けたいと思いますので、町長の答弁をいただきます。

按田町長。

●按田町長 議員からこの後もう一つ質問が来るということですから、真摯に受けとめながらお聞きさせていただきたいと思います。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 139ページの一番上にもバイオマス産業都市推進協議会会費が1万円というのが載っているのです。これとどう関連してくるのだということもお聞きしたかったのが一つ。

それと、先ほども同じような質問者がありましたけれども、やはり黒毛和牛の関係についての考え方というものをもう少し予算イコール繁栄ではありませんけれども、考え方をどうするのだということをお聞きしたいのですね。

なぜかという、今、課長から説明で黒毛の件もあります。将来これは豊頃のふるさと納税の関係もあるのですが、これを成長することによってふるさと納税交付金の積立基金も大きくなるだろうという予測を立てられるというような考え方は当然出てくるなということをつまえているものですから、それらについての予算を今後どういう政策で進めるかというところを連動してお聞きしたかったのですね。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 まず一つ目のバイオマスの産業都市推進協議会の会費と18節の推進協議会の絡みですが、ここは全然絡みはないですね、別です。これは単純に、いわゆる十勝圏域の中で絡めたバイオマスの関係といったところの会員になっているところの会費だということなので、これはちょっと切り離していただきたいということでございます。

バイオマス事業につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、しっかりと

ここは連携しながら家畜ふん尿対策がまずは主でございます。そこは切り離されないものですから、そこもしっかりと連携しながらバイオマス協議会のほうで話し合いを深めていくというようなことになろうかと思っておりますので、御理解いただきたい。

それと、和牛振興対策ですね。先ほど小笠原議員から黒毛和種の優良遺伝子の補助金の話もありましたけれども、ここは別物であります。やっぱり和牛の振興というのはしっかりしていかなければ駄目だと。担当課長のほうから全共の話もありましたけれども、和牛生産改良組合で非常に頑張っています。若い世代も含めて育成しながら振興していこうというところを聞いてございますし、私も実際見させてもらっているところでは、しっかりと支援していきたいという気持ちで今回上げさせてもらっています。

ふるさと納税の話もありましたが、もう既に今回12月に町内の和牛種農家でふるさと納税のほうに本町産の和牛の肉をページに出してもう進めているところでございます。和牛生産改良組合でも年に1回か2回は農協の施設のほうで一般町民向けにも十勝和牛ということで豊頃の和牛をきちんと出すようなこともやっていますから、そこもしっかりと今前に進めようという農家の意見、意思をきちんと尊重しながら、町もバックアップしてやっていくようなことは私も考えておりますので、理解していただきたいなと思います。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 午後1時15分まで昼食のため休憩いたします。

午後 0時16分 休憩

午後 1時15分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

138ページをお開きください。2目公社営事業費、説明第4号。

齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 予算説明書9ページを御覧ください。

説明第4号、畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）豊頃第2地区の施行について御説明いたします。

令和5年度において、計画的な草地整備改良等を行い、酪農畜産経営の強化と安定を図るため、畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）豊頃第2地区を施行することとし、第5款農林水産業費に予算計上いたしました。

事業概要について御説明いたします。

事業名は、畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）豊頃第2地区で、新規事

業でございます。全体事業費5,720万円、事業予算額2,484万3,000円。事業の内容につきましては、基本施設設備であります。草地整備、面積56.30ヘクタール、暗渠排水、面積2ヘクタールを実施いたします。

事業の概要につきましては、以上であります。

なお、畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）豊頃第2地区の施行位置図につきましては、裏面10ページ、または別に配付してあります、拡大したA3判の図面を御参照ください。

事業主体は、公益財団法人北海道農業公社であります。

説明は以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 次に進みます。140ページをお開きください。

3項林業費、1目林業総務費。

3番坂口議員。

●3番坂口議員 有害鳥獣駆除費、ここで言うのがいいのか分かりませんが、林道の除雪についてちょっとお伺いしたいと思います。

私も猟友会の隊員でいるのですけれども、今年、林道の除雪が例年よりもかなり面積的に少ないのですよね。駆除に行っても限られた場所しか行けないというのが現状なのです。そういう中で、なぜかという、去年の暮れに大雪が降って、湿った雪でそこが氷になったと。ショベルがなかなか行かれないということで、ちょっと猟友会の人に聞いたのですけれども、3日ぐらいの予定しか組んでいないと、林道の除雪にはね。だから3日間の中でできる範囲しかやらないということを知ったので、それでは全然猟友会の行けるところには鹿がいなくなって別のところへ移動するという可能性もあるのですよ。そういうところをある程度網羅して除雪していただかないと、駆除にはつながらないと思うのですが、その辺どうなのかなと思っています。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

一斉駆除に対します林道の除雪に対しましては、担当課と猟友会のほうと協議しながら行っているところなのですが、先ほど議員言われたように、今年度は年前の雪の関係で、非常に除雪に手間取って範囲が行き届かないところもあるかなとは思っております。後日、町道のほうの除雪の支障のないときに一部実施した部分もあるのですが、議員言われるとおり、まだ不足な部分もあるのかもしれませんが、またそこら辺、関係者とも協議の上、今後また対応できればなと思っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 関連にあると思いますけれども、総務費の中の18節の負担金補助及び交付金につきまして、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金でございますけれども、この補助金につきましては、令和4年の予算が728万4,000円ということで、令和4年度の補正予算にて85万6,000円の減額になってございました。令和4年度の予算が728万4,000円ということで、200万円超の減額になっているわけでございますけれども、この理由についてお聞きいたします。

●藤田議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁申し上げます。

減額になった理由でございますが、令和4年度の実績をベースに算定しておりますので、令和4年度の捕獲頭数なのですけれども、2月末現在でエゾシカが819頭、キツネが56頭、タヌキが19頭、アライグマ12頭、カラス9羽、ハトが4羽と、トータルで919頭なのですけれども、令和3年度が1,304頭と大分落ちているところでございまして、来年度の予算につきましても今年度の実績見込みをベースに算定したところでございます。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 捕獲頭数が減って、大まかにいいますと鹿が一番多いのではないかなというふうに思うわけでございますけれども、先ほど来、坂口議員が質問しておりましたことも、原因の一つにあるのかなと思いますけれども、猟友会の方々もそれぞれ年を取っている方もおられるようですし、それぞれ隊員の方については腕利きの方もおられるとは思いますが、いろいろな意味において捕獲頭数のことについて、減った理由についてはあろうかと思っておりますけれども、鹿の頭数は間違いなくいますし、そして農業被害もあるわけでございます。その部分について、やはりもう少し極端に補助金の額が減額になるということについては、私としてはあまり思わしくないかなというふうに考えてございます。ですから、例えば令和4年の補正予算にて85万6,000円の減額になっているという分を考えますと、600万円台ぐらいの予算配置は必要だったのではないかなというふうに考えているわけですが、どうでしょうか。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃることは十分理解できます。基本的には、実績ベースということでありまして、道から入ってくる財源を充当しながら実施されている事業かな

と思います。そういったところでは、額の精査も、ある程度補助申請だとかする段階で、あまり幅のあるようなことで実績と乖離してしまいますと、その後、事務処理上大変な部分もありますので、そういった意味も含めて、こういった予算になっているのかなと思いますけれども、北海道でも今エゾシカが非常に増えているという話で、ここを何とかしないといけないというような話も聞いてございます。その予算も北海道もきちんと確保できているのかなと思いますから、そういったところの兼ね合いも含めて、今、小笠原議員言われたとおり、あまり年度で上がったり下がったりというのがあるとあんばい悪いというところもありますから、そこは次年度以降、しっかりと精査させていただきながらしっかりと予算のほうを見ていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。142ページ、2目林道整備費、説明第5号及び説明第6号。

齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 予算説明書11ページを御覧ください。

最初に、説明第5号、林道整備工事の施工について御説明いたします。

令和5年度において、森林整備の施業の低コスト化、大型トラックによる運搬費の縮減など、森林整備の推進を図るため林道整備工事を施工することとし、第5款農林水産業費に予算計上いたしました。

工事概要について御説明いたします。

対図番号1ページ、工事名、林業専用道第二湧洞支線開設工事でございます。工事予算額1,498万円。工事内容は、工事延長560メートル、幅員3.6メートルの新規工事であります。

次に、対図番号1ページ、工事名、林業生産基盤整備道二宮線開設工事は、継続工事であります。工事予算額3,000万円。工事内容は、工事延長680メートル、幅員4メートルでございます。

対図番号2ページ、工事名、幹線林道長節湧洞線改良工事につきましては、林道開設から39年経過し、開設当時の機能を果たせなくなっている林道の機能強化を図るため、一部改良工事を行います。工事予算額700万円。工事の内容は、排水施設工路面排水を5か所、布設替えをいたします。

対図番号3ページ、工事名、林道農野牛線橋梁改良工事につきましては、延長20.6メートル、幅員4メートルの橋が架設から52年を経過し、橋梁にひび割れや腐食、橋台に大雨による洗掘箇所が見られることから、補修改良工事を行います。工



事予算額 850 万円。工事内容は、橋梁の補修 1 橋でございます。

工事の概要につきましては、以上であります。

なお、林道整備工事施工位置図につきましては、裏面 12 ページをお開きください。

対図番号 1 ページ、林業専用道第二湧洞支線は、位置図下、大樹町との境界の町有林の位置にあります。林業生産基盤整備道二宮線は、位置図上の二宮町営牧場に隣接する町有林の位置にあります。

対図番号 2 ページ、幹線林道長節湧洞線は、排水施設の改良位置 5 か所でございます。

14 ページ、対図番号 3 ページ、林道農野牛線は 1 橋補修箇所的位置となっております。

施工位置図につきましては、以上であります。

なお、契約方法は、指名競争入札であります。

次に、予算説明書 15 ページをお開きください。

説明第 6 号、道営林道事業の施行について御説明いたします。

令和 5 年度において、道有林と一般民有林に連絡林道を開設することにより、主伐、間伐、造林などの施業を計画し、適正な森林管理による水源涵養、山地災害防止などの公益的機能の発揮を図ります。また、林道起点には国道 336 号津波避難場所、終点側にはトンケシ緊急避難場所があり、両避難場所を連絡することから、林道開設によって地域住民の避難路、防災拠点としての活用も期待されることから、道営林道事業を施行することとし、第 5 款農林水産業費に予算計上いたしました。

事業名は、森林管理道大津長節線開設事業、新規事業であります。全体事業費 2,700 万円、事業予算額 675 万円。負担割合は、国 50%、北海道 25%、豊頃町 25% であります。事業内容については、当路線は豊頃町長節と大津を結ぶ連絡林道でございます。地域産業振興のために、必要な林道の適切な配置を目的とし、国道 336 号津波避難場所を起点に道有林側から開設延長 3,400 メートル、幅員 4 メートルの一般民有林、町道トンケシ線の終点まで全体計画調査を実施いたします。また、林道の測量設計業務を行う路線測量につきましては、一般民有林延長 1,400 メートル、幅員 4 メートルを実施いたします。

なお、事業計画期間は令和 5 年から令和 8 年の 4 年間で計画しております。

また、道有林区間延長 2,000 メートルの路線測量と林道開設工事に係る事業費の町の負担はございません。

事業の内容につきましては、以上であります。

なお、道営林道事業施行位置図につきましては、裏面 16 ページを御参照ください。

い。

事業主体は、北海道であります。

説明は以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

5番杉野議員。

●5番杉野議員 町長には、以前からも一般質問でこの道路は大切なのだというふうにお話をさせていただいて、絵が見えてきたなという思いがいたします。

それと同時に、今までの平成15年、または12年前の東北大震災には国道336号の交差点から大津の市街に向かう部分については、常に水をかぶっております。そういう意味で、この避難路が開設されることが地域住民の皆さんにとって安心に思われることというふうに思いますけれども、トンケシの避難所のすぐ下に牧草畑が広がっておりまして、そこまで民有地の道路の整備計画もされるということでもありますけれども、ほかの大津街道にしても、湧洞の国道336号につながる道路にしても、津波洪水が起きた場合に通れなくなる可能性がある。そのときにトンケシの避難所の下は、このたびの計画路線の民地の測量設計の中に空輸できる、要するにヘリコプターが下りられるというようなものの計画については、入るのでしょうか、入らないのでしょうか。

●藤田議長 暫時休憩します。

午後 1時34分 休憩

午後 1時34分 再開

●藤田議長 再開します。

按田町長。

●按田町長 答えいたします。

今のところ、基本的なところというのは、ちょうど民有林から道有林を通過してトンケシから国道336号までの間の路線の林道整備ということが、今回上げさせていただいた議案の中の部分になります。

今、国のほうに上げています緊急事業計画の中では、ヘリポートといったところの計画は上げていませんので、ただし、今後状況を見ながら追加できるようなことがあれば、それは考えたいとは思っていたところなのですけれども、ただし、いわゆる町有地がそこにはないものですから、民地にすれば所有されている方、道有林の中であれば北海道としっかりと協議しないと先に進まないというところがございますので、今のところはヘリポートという考え方はないです。

以上でございます。

●藤田議長 杉野議員に申し上げます。林道整備費の目での項目ですので、それに沿った形の御質問を願います。

杉野議員。

●5番杉野議員 説明の中で、災害対策にも資する目的があるという説明がありましたから、それに対して質問させていただいているわけでありましてけれども、想定できるものは、避難場所に陸路から行くことが難しくなるということを私は申し上げているわけでありまして。というのも、現副町長は平成15年の当時、総務課長であられましたけれども、総務課長からの緊急車両にマジックで書いた紙を貼って、私のトラックで大津まで水を運んだ経験がございます。当時、大津線は崩落したり、橋の桁が落ちたりということで、通行不能の状態で湧洞から国道336号を回って大津まで行った覚えがありますけれども、あのときには津波の被害が少なかったから湧洞でも回れたので、このたびの千島海溝沖地震の想定ではどの陸路も難しいだろうという想定になります。そのときに空輸というものが可能になる状態にしておかなければならないという思いで私は質問をさせていただいておりますので、町長の答弁のように、今後追加メニューで入れられるのであれば、入れていきたいということであれば、今から追加メニューで頭の中に絵を描いていただきたいというふうに申し上げて、質問を終わります。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 林道整備とどう重なるのかというところでありまして。いわゆるここはそういった目途もあって整備させていただいているというところもあると。要請もそうですね、させていただきながらここを実現したというところでもありますから、ただ、建前と本音はちょっときちんとしておかないと、これが災害用の道路だということではないということ、あくまでも林道整備でやっていただいているところを使わせていただくというか、名目上そういうふうになっていますので、そこは御理解いただきたいなど、そのように思っています。

あと、ヘリポートの話ですね。他方、造っても止まれない状態では困るというところもありますから、そこは関係機関としっかりと調整しながら進めていくというところは御理解いただきたいなど思っていますので、よろしく願いいたします。

●藤田議長 ほかに質問ありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 大津長節線の開設整備事業でありますけれども、先ほど令和5年から8年までの期間で実施するということでしたが、新年度、令和5年度については路線測量1,400メートルを実施しますよと。令和6、7、8年度の3か年で改修整備等が行われるということ、理解してよろしいのですか。

●藤田議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁申し上げます。

工事の内容について詳しくお伝えします。まず、令和5年度は、道有林2,000メートルと一般民有林1,400メートル、全延長にわたって全体計画調査が実施されます。そのほかに路線測量が行われまして、令和6年度から工事が着工し、令和7年度に工事が完了する予定でございます。道有林2,000メートルのほうなのですが、先ほどお話ししました全体調査を今年度行いまして、令和6年度に路線測量、令和7年度から工事を着工しまして、令和8年度に工事完了となっています。全体が令和8年度で終了するということになっています。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 津波災害のための開設事業ですので、ぜひともできるだけ早く完成を目指していただきたいと思います。いつこういう地震津波が来るか分からない今の時代に、改修工事は2年なり3年なりかかるのでしょうけれども、できるだけ早く整備されるように希望いたします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃるとおり、いつ災害が来るか分からないというところでございますから、早期着工していただいて進めるということは大切なことだと思っておりますので、どちらにしても計画的なことということでございますから、それが遅滞のないように毎年しっかりと調整させていただきながら管理させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。144ページをお開きください。

3目治山事業費、説明第7号。

齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 予算説明書17ページを御覧ください。

説明第7号、茂岩山自然公園階段整備工事の施工について御説明いたします。

令和5年度において、町民の健康促進や森林観察及び散策に利用されてきた役場横の茂岩山森林内の木製階段が設置から30年が経過しており、階段に使用している木材全体に腐食が見られることから、利用者が安全に利用できるよう再整備を行うため、茂岩山自然公園階段整備工事を施工することとし、第5款農林水産業費に予算計上いたしました。

工事概要について説明いたします。

工事名は、茂岩山自然公園階段整備工事であります。工事予算額1,500万円。工事内容は、階段の整備、階段延長100メートル、幅員2メートルの新規工事であります。

工事の概要につきましては、以上であります。

なお、茂岩山自然公園階段整備工事施工位置図につきましては、裏面18ページを御参照ください。

契約方法は、指名競争入札であります。

説明は以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 まず本件についての提案は、説明でよく分かりました。これに関連して、茂岩山の全体の階段のことを言っているのだと思いますが、これは何年かかって今回1,500万円という、どのくらいの時間経過しているのか。

それと、これについてカウントされていないと思うのですが、利用頻度、どのぐらいの町民やその他の方々がこの階段を利用して茂岩山に登って、その景観や、あるいは自然を堪能しているのかというところを捉えていれば説明いただけますか。

●藤田議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁申し上げます。

実際にどれだけの利用者がいるのかということは、把握というか数字的には持っていないのですが、保育所の幼児とか町民とかが散歩で健康づくりのために使っているのは目にしております。

また、この事業は単年度、今年度事業で実施する予定でございます。事業は平成5年のときにやっております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 全体の茂岩山のこういう階段を含めて遊歩道というのはありますよね。総合体育館のところにもいろいろと施工されています。そのほかに、それに類似するサイクリングロードもあります。これは茂岩山全体です。これは町民の健康維持のために、あるいは健康維持だけではなくて、豊頃町の中心的な茂岩山の景観や自然というものの豊かさを満喫してくれということの目的かもしれません。これは当初、道の予算でやられたと思いますが、管理が全部本町のいわゆる豊頃町でなければいけない。

私は、ずっと施工されてから見ていて、私は自転車をやりますが、サイクリング

ロードは危険で乗れませんでした。それから、これも登りました、数十年前に。ところが私は、実際に今見ていると、町民も本当にその実態を利活用している人というのは見かけていないのですね。念のために上がりました、提案する前、昨年です。遊歩道もこの階段も、それこそ、その場所そのものが幅2メートルですね。このところを見ても、もう既にどんぐりが落ちて実生が大きくなっています。ということは、利用されていないということなのですよね。これを一般財源で1,500万円今回提案されています。そこの取水地を見てください。そこの木橋がありますが、それは迂回するように施工されましたが、そのまんま残っています。これもよかったです。取水地の中に、皆さん気がついているかどうか分かりませんが、大きな鮒が、鯉が、4～5匹いました。今はいません。私は、あの景観が好きでよく行きました。ところが今は登れません、使用中止ですから。

ということが、これだけの財源をこれからまた令和5年に見直すと言っていますが、私は別な考え方のほうがいいのではないかと。既存のものをこういうふう予算かけて全体を整備するよりも、それは打ち止めして、別な考え方の発想をすべきだなというところを感じます。興慶寺のところを直しました。誰一人登っていません。お金かかっています、あれは。というようなところも、やはり見直してはどうかなというところを感じますので、これをきっかけに、茂岩山の全体像についての遊歩道やサイクリングロードの見直しというものをどうでしょうかというところを感じますが、それらについての考え方があれば説明をいただきたい、所見をいただきたいなというふうに思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃるとおり、利用に関してはどれぐらい進んでいるかというのは、皆さん見て分かるとおおり、何を取り繕っても違うのではないかという話になりますから、それに関していろいろ言うこともないのかなというふうに思っていますけれども、今回考え方として、私のほうで町の公共施設ですとか、こういった階段もそうですけれども含めて、過去に事業なり何なりで計画されて造ったものに対して、そのまま朽ち落ちていって使えなくなるようなことであれば、またそこを使えるような話であれば見直しながらうまく新たに更新というか改修しながら使っていくのがいいのではないかというようなことでございます。

使わないものは取り壊して、まだ使えるものは、事業費は今高くなっていますから、いろいろとあるのかもしれませんが、特にここの階段などというのは、滝から上がって、役場からも上がれますし、いわゆる茂岩山に上がっていくところの顔かなというところも思っていましたから、今状況でいうと使いづらいとか、古くなると使えないとか、行きづらいとか、そういうことになるのだらうと思います。

今回、事業費はこのとおり1,500万円というような話でありますけれども、ここを手がけた上では、しっかりと町民の方にもPRしながら遊歩道を使っていただくというようなことで考えていきたいと思えます。

そのほか、サイクリングロードですとか、茂岩山全体はどうなのだというようなお話もございましたけれども、そこも一度見直しまして、今林業研修センターの取り壊しだとかその辺もございまして、全体的なところを一度しっかりと検証しながら、また議員の皆様にご提案しながら協議を深めてもらいたいと、そのように思っていますのでよろしくお願いいたします。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 せっかくこの予算化を提案されて、これについて没にせいという感覚は全くないのですね。やはりそういう気持ちを全体で持ちながら、この100メートルの2メートルの幅でいいかどうか。ここを上がっていくとあずまやがあって展望台だったのです。今あずまやがありません。朽ちて何にもないです。そういうようなところにつながっている遊歩道、当時は非常によかったと思います。ところがやっぱり時代の経過でそういうものも不要としてしまう。それであれば、利活用の用途というのは半減し、あるいは消滅してしまうというようなことも、これは思い切ってその辺の検証、点検をして、見直していただくような姿勢が大事かなというふうに思います。

今の町長の説明で、これをもう一回見直して、やっぱりこれはこういうような内容でいったらいいと。例えば全部木です、階段は。だから朽ちると思います。それをどうというような材料でどうしたら長生きするのかというところもやはり検証と検討が必要だということをご参考しながら、ぜひともそういう姿勢で進めてもらえればなというふうに思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃるとおり、その辺しっかりと担当、あと横の連携、関係する課がありますので、しっかりと検証しながら全体的なことを考えて進めてまいりたいと思えます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

7番大谷議員。

●7番大谷議員 同じ質問ですけれども、これは階段ばかりでなくて、遊歩道も全然機能していないので、足元ばかりでなくて、上のほうの樹木ですよね。樹木も年数とともに枝葉が張って、鬱蒼として暗いのですよ。やっぱりこの辺も水源涵養林かもしれないけれども、働きかけて樹木にも手を加えるようにしないと、なかなか鬱蒼とした中に入っていき勇気がないのですよ。そういうことも考えていただきたいなと思

ます。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 もう議員も専門みたいなものですから、本当に詳しいです。僕ら、とかくどうしても足元を見ているというところもありますから、しっかりとその辺も担当のほうと話しながら、もしかしたら関係するところ、まだ関係機関あるかもしれませんが、そこも含めて、町民の方に、また町外から来られる方にも利用しやすいような形で考えなければいけないと、そのように思っていますので御理解願います。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。4項水産業費、1目水産業総務費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 148ページ、6款商工費、1項商工費、1目商工総務費。

1番石田議員。

●1番石田議員 商工振興事業費の18節をお聞きしたいと思いますが、地域商社運営支援補助金で1,838万4,000円、令和3年度の決算を見ますと746万5,000円と令和3年度の最終予算だと思いましたが、令和4年度では減額補正しておりますけれども1,280万7,000円、令和4年度と新年度予算を比べますと550万円ぐらいが増えておりますけれども、増額になっている主な理由について、最初にお伺いしたいと思います。

●藤田議長 鏑木企画課長。

●鏑木企画課長 私から御答弁申し上げます。

この地域商社運営支援補助金でございますが、主な増額理由といたしましては、人件費2名分の増によるものでございます。令和4年度につきましては、職員3人分を計上しておりました。実際は職員5人おりまして、5人で運営のほうをしているところなのでございますけれども、人件費につきましては3人分の計上。

残りの2名分はどうかというと、1名分につきましては、もともと町の会計年度任用職員、ふるさと納税の部分で寄附金事業事務等ありましたので、それによって支出をしていたところでございますが、事業を進めていく中で、地域商社の業務のほうが増えてきたということもございまして、今年度からは地域商社から支出するということで、補助金の増額になっている部分でございます。

もう1名につきましては、地域商社の中の事業運営引当金から支出していたものを引当金の部分がなくなったものですから、令和5年度は新たに1名分追加で、合計2名追加ということで、2名分の人件費が増えている要因でございます。

以上です。



●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 この地域商社、設立当時は効率的な施設運営や円滑な事業運営をしていくということで非常に期待をしていたところでもありますけれども、年々いろいろな事情によって補助金の額も支援する額も増えてきているということでもありますけれども、業務運営、経営状況につきましては把握されていると思いますけれども、現在どのような状況にあるのか、その辺伺いしたいと思います。

●藤田議長 鎬木企画課長。

●鎬木企画課長 商社の運営につきましては、当初、いろいろ町の課題も含めて、いろいろ課題解決のためにこの商社が設立されたところでございます。設立から数年たっていく中で、行っている事業も実は増えてきております。互産互生事業に加えまして宿泊事業、また物産販売の事業、さらに令和4年度からふるさと納税事業なども増えてきております。

商社が独立採算制で運営していくというところでは、財源的に難しいところで、今年度からふるさと納税を事業の主体に構えて実施していこうと思っていたところなのですが、今年度につきましては、ふるさと納税の寄附金も若干減ってきているという事情もございまして、運営状況的にはなかなか厳しいところが続くのかなと思っておりますが、将来的にはふるさと納税の寄附金を伸ばしながら商社の事業の柱に据えていきたいと考えているところでございます。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 今のお話を聞きますと、非常に厳しいといえますか、業務運営が難しいようなお話もありますけれども、商工振興事業としては、商工会も含めてですけれども、この施設はそういう振興の核となる施設に設立されたわけですね。そういう中で、今経過も結構年数もたっているわけですが、一向に経営改善がされないというか経営状況がよくなっていかないと。

今のお話ですと、あまり良好な状態ではないというようなお話ですが、2年前に、条例の一部を改正して指定管理者に移行していきますよということを言われていますけれども、当時、町長も今の段階では指定管理者に移行する時期は明確にできないというお話もありましたけれども、今のお話を聞くと、なかなか指定管理者に移行するような状況にはないというような考え方でよろしいのですか、ちょっとその辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 指定管理者の関係につきましては、将来的にやれないということはありません。いわゆる運営的な部分だけではなく体制ですね。いわゆる地域商社の受ける

ほうの受託する側の体制もしっかりとしないと、なかなかそういった話にならないのかなというところがございます。

私が就任する前の地域商社の在り方、石田議員も当然御承知だと思いますし、その後、今の状況というところもいろいろな形で見させていただいていると思いますが、私が就任する前の形と今では大分変わっていると思うのです。ただ、町民の方がしっかりと認知をされた上で運営できているのかというのは、まだまだ足りないところはあると思いますが、ただ、しっかりと来ていただく、来店していただく、使っていただけるような施設というか、そのような形で今働いている職員も考えながらやっておりますし、そういった部分ではしっかりと町も支援していかなければ駄目だと思っておりますから、指定管理者としての受皿をもうしばらく待っていただいて、ただ、そこはしっかりと考えていかなければ駄目だと考えておりますので、そこは御理解をいただきながらというところなのかなと思ってございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 石田議員と同じ関連でございまして、商工振興事業費でございましてけれども、新規予算といたしまして、地域商社推進プロジェクト補助金がございまして174万円の予算が計上されております。このことにつきましては、当初予算の説明書にもあるとおり、互産互生推進事業、サイクルツーリズム整備事業、新商品開発事業に対し補助するとなっております。この中でサイクルツーリズム整備事業というのはどのようなことを描いているのか。また、新商品開発については、具体的にどのようなものを描いているのか、分かる範囲でお聞きいたします。

●藤田議長 鏑木企画課長。

●鏑木企画課長 御答弁申し上げます。

この予算書の中で、今回、地域商社推進プロジェクト補助金という項目で頭出しをしてきておりますが、実際この事業の中には、地域商社の運営費の補助金で昨年までは見ていたものを一本化して予算を見ているとなかなか分かりづらいなというところで、横出しをして独立させたものでございます。

互産互生の推進については、議員も御承知のことと思いますが、サイクルツーリズムにつきましては、町内にサイクルルートというものが実はございます。二宮を回るコースですとか大津の海のほうを回っていくコースがあるのですが、サイクルルートの途中に、あと何キロですとか、目標まで何キロという形で看板がございまして。これらの看板を整備していく、もともと看板はあるのですけれども、使っているうちにだんだん老朽化してくる、あと壊れてくるという部分もございまして。この看板の修繕で

すとか、あとは実際サイクル用の自転車を持っておりますので、そのタイヤの交換ですとか修繕というものに利用していくための予算でございます。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 この新商品開発の部分についてですけれども、現在描いているものとして、模擬的なものとして何か考えがあるのであれば、これもお聞きいたします。

●藤田議長 鎗木企画課長。

●鎗木企画課長 大変失礼しました。商社のほうと話をしております、実際、豊頃町内にある資源を生かした形で新商品を開発していくという大枠は聞いているのですが、具体的なものについては、今、企画段階になっているというふうに伺っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。152ページ、2目観光費。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 確認なのですが、153ページのジュエリーハウス施設管理運営業務費で、ジュエリーハウスの件でお聞きしたいのですが、実はこのシーズンに、売店がありますから何回か足を運びました。ところが、そこに行くまで車で行ったのですが、民間の住宅があります。北側から入っても南から入ろうとしても、みんな通行止めの表示にされているのですね。ハウスまで行くのに、遠いところに大きい駐車場がありまして、そこに置けということだということを知って歩いていきました。私だけではなくて、町外のお客さんも来ていました。車椅子の人もおりました。

どうも、何だか「ハウスの前にこれだけ駐車スペースがあるのに、何でここへ入れてくれないのですか」と、私関係ないのですが、そういうことの苦情を言われました。ちょっと困って「実はなかなかこういう時期に難しいのですよね」ということで、除雪もきちっとしてあったので、いずれこういうふうに入れるようになるだろうと思うのですが、あの周辺の駐車というのは何か理由があってできないのかなど。その辺の状況をちょっと聞きたいなと思ったのですが、説明いただけますか。

●藤田議長 鎗木企画課長。

●鎗木企画課長 御答弁申し上げます。

ジュエリーアイスの観光については、最近になって脚光を浴び始めた観光資源でございます。もともと、あそこはお住まいの方がいっぱいいらっしゃるところで、観光

地でもなかったところに突然多くの観光客がお見えになった。いわゆる美瑛なんかもそうですけれども、言うなれば、オーバーツーリズム気味になっているというところと承知しております。

あそこの汐見橋の手前のほうまでいきますと、結構住んでいる方もいらっしゃる、あと道がとっても狭いので、観光客も含めてなのですが、あそこを歩いている方も結構いらっしゃいますので、そこに車が入ってくるととても危険な状況にあるというふうなこともいろいろ話が出たものですから、あそこを通行止めにして、駐車場を整備させていただいたところから歩いていただくというところで、今の状況に至っているところでございます。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 私も希望しますが、できれば、これは大型の貸切バスで来れば当然そうです。何かイベントがあると集中するのは当たり前の話です。ですけれども、ハウスの周辺の前づら、民地の公園もありますよね、あの辺の整備はされていますが、置かせてもらうということの指導というのは、やっぱり必要でないかなと。

例えば、ここにはこういうクラスの車両を駐車ですよ、大型はこちらですよというような表示をきちっとして、せっかく遠くから来た観光客が、ハウスに近いほうが一番ベストですよ。いわゆる利便性からいってということを感じます。

何台か小さい中型の車を三、四台置けるところがあります。これはスタッフ専用、あるいは業者専用ということを言われました。どうにかその辺、もう少しオープン化して、クラス別の駐車を指示するというような表示をしておけば、何も通行止めの表示を、遠くの民間のところ置く必要がないのではないのかなというところですから、これは指導だと思うのですね。規制も必要ですが、指導だというふうに私感じますので、大いにこれはもう少し協議をして、その協力体制を民間の人にいただくというようなところの努力をしてもらうとありがたいなと、よろしいのではないかなと、こう感じます。希望要件です。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃることは重々承知できます。やっぱりどなたも近いところに止められたほうが便利だというのはそのとおりだと思いますし、施設もありますから、その利用拡大という部分を含めると、そこに止められたほうがいいというのは分かりますけれども、ジュエリーハウスが建設される前から、あそこのプレハブで営業していたときからの話かもしれませんが、やはり先ほど課長が申しましたとおりオーバーツーリズム、地域の方と観光客のニーズが合わないといいますか、そこはあるのだと思います。

そこのすり合わせというのをずっとしてきているのですね、住んでいる方と来られる方。全てが観光で来られている方の利便ばかり負っているのは、地域の方がたまったものではないということになりますから、議員がたまたま行ったときに、観光客がそう言われることは、その人方はそれしか考えていませんから、どうしてなのだという話なのですけれども、やはり地域の実情を考えながら、今までそういったことで、通常考えたら鎖を外して入れるようにしろよというのはそのとおりで思うのですけれども、そこは今までの経過からこうなっているというところですから、この後も地域の方とここはしっかりと話をしあって、理解をいただいた上でやっていくということになろうかなと思いますけれども、若干ここは時間がかかるころなのかなというところではあります。

また、今コロナ明けで、結構観光客の方がバスでも結構来ているような話も聞いていますし、その辺は地域のほうにも相当な迷惑もかかっているのかなと思っていますので、町といたしましても、しっかりとそこら辺は理解をいただくよう話をしながら対応していくということで御理解をいただきたいなと思います。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

1 番石田議員。

●1 番石田議員 このジュエリーハウスの施設の利用されている方がおられると思うのですが、使用料が発生すると思うのですけれども、この使用料は歳入に計上されていないのですが、何か計上できないような理由があるのでしょうか。

●藤田議長 鎚木企画課長。

●鎚木企画課長 御答弁申し上げます。

ジュエリーハウスの施設運営につきましては、施設の維持管理を一般社団法人ココロコに委託しているところでございます。令和3年度、前年度につきましては、ココロコと委託契約しておりまして、冬期間につきましては、地域商社がジュエリーハウスに出店していた3者から販売額に応じた手数料を徴収しておりました。これを使用料として町に入れていたものでございます。

今年度につきましても地域商社に委託しているところでございますが、今年度につきましては、地域商社が直接販売を行っているところでございます。これにつきましては、商社が直接人を雇って運営しているものですから、使用料につきましてはジュエリーハウスの条例施行規則に、町内に所在する地域商社が実施する事業につきましては免除するという規定がございますので、使用料については免除しているというところでございます。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 今の説明で理解しましたけれども、公共施設の使用料ですから、そういう関係の文書というか、そういう契約等に入っていると思うのですが、そういうものがきちんと整理されたほうがよろしいかと思えます。

備品購入費でお伺いしたいと思いますが、移動組立式ドームハウス457万2,000円ですか、これは何基分をそろえるつもりなのかお伺いしたいと思います。

●藤田議長 鎬木企画課長。

●鎬木企画課長 これにつきましては、昨年度、二つ購入させていただいております。今年度についての予算計上も、二つ分のドームハウスを計上させていただいているところです。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 令和4年度においても2基購入しておりますけれども、値段が若干高上がりになっていると思います。令和4年度のドームハウスの利用状況がどうなっているのかお伺いをいたします。

●藤田議長 鎬木企画課長。

●鎬木企画課長 ドームハウスの利用状況でございますが、昨年、キャンプ場をオープンして閉まる間、46日間でございますが、この間に利用されている件数は全部で17件、宿泊が16件、日帰りが1件という状況になっております。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 長節で利用された件数を今お聞きしましたけれども、冬期間に入りまして、河川敷で利用したときも数日間ありました。新年度において2基また増設されますけれども、今後どのような利用を考えているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

●藤田議長 鎬木企画課長。

●鎬木企画課長 御答弁申し上げます。

ドームハウスにつきましては、移動ができるものですから、いろいろなシーンにおいて、これからの観光をどうしていくかという意味も含めまして、今テスト的にいろいろなところに設置しながら運営しているところでございます。

堤防の上も、ちょうどハルニレハウスのところでございますが、ハロウィーンに合わせてあそこに設置させていただいて、いろいろな観光客、町内の方も含めまして、お見えになった方に使ってもらったりですとか、感想を聞いたりしているところでございます。これからも、今回2台増やしますけれども、いろいろなシーンで設置させていただきながら今後どうして利用していくかというところについて検討していきたいなと思っているところです。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 このページなのですが、河川敷さくら休憩場の改修工事が121万円提案されていますが、これについては20年以上放置されているような現状のままだったのですね。ようやくこういうことでいろいろと活用できるのだ、利用できるということで、非常に前向きで私は大賛成です。したがって、それについての工事費を含んでいるのでしょうかけれども、これに対する、これだけでいいのかどうなのか、これをどのような内容で、どう使われるのか、活用するかというところを説明いただけますか。

●藤田議長 鎚木企画課長。

●鎚木企画課長 御答弁申し上げます。

さくら休憩場につきましては、本当に立地のいいところにあるというふうに私も理解しております。ちょうど堤防のような散策路にありますし、休憩するにはうってつけだなと。私も若い頃、あそこに入って休憩したこともございますし、これまで使われていなかったのが残念に思っておりました。

今回につきましては、ちょうど向かいのほうにはハルニレ休憩所がありまして、あそこには町の観光を代表するハルニレの木、この写真展示なんかもしてございます。今度、新たに改修工事を行うハルニレ休憩所につきましては、もちろん先ほど私が申し上げたとおり、堤防の上を散策する町民向けの休憩所、そのほかにも、あそこを通って大津のほうに向かうキャンプ場、あるいはジュエリーハウスを目当てにお見えになる観光客向けに豊頃町を代表する観光の写真を飾ったり、あとは先ほど申し上げた町民の方がお休みになれる休憩所として活用するところでございます。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 ちょっとその辺は確認していませんが、さくら館という名称なのです。当初は、ハルニレ館が左岸にできたから、それに対岸として右岸にあれを設置したというふうな理由が当時だったのです。トイレありましたかというところが一つと、それから劣化しています。外壁の塗装は相当劣化しています。それに伴って建物は傷んでいます。ですから121万円でするかどうかというところもちょっとあります。

そのほかに、そういうことになると、観光客がたまに駐車している人がおります。入れませんというようなことで、あそこへ車中で休んでいるのを見ているのですが、そういうことで、よりこういう町外の方々も活用できるような表示も必要だなと。街

路に対してですよ、大津街道に対する表示も必要でないかなと、ただあれを直したただけではなくて。そういう啓蒙も、観光客、町外の人に必要なところも大津行く場合に見れるような、そういう表示も必要だと思いますが、その辺も検討していれば含めて説明をいただきたいと思います。トイレについてどうですか。

●藤田議長 鏑木企画課長。

●鏑木企画課長 さくら休憩所のトイレにつきましては、トイレの利用ということは想定しておりません。ハルニレ休憩所のほうについては、周りに何もありませんから、あそこはトイレが必要だと考えておりますが、さくら休憩所につきましては、市街地も近いこともございまして、セイコーマートも入っているえんがわですとか、茂岩神社と下のバス停にも休憩所とトイレがございまして、役場もあります。ですのでトイレのほうについては、検討はしておりませんでした。

ただ、議員おっしゃられたとおり、案内看板については失念している部分もございましたので、それについては整備するよう検討していきたいと思っております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 今言われたように、用を足すためには計画的に用を足す人もいますし、突発的にする人もいます。その辺もよくよく検討して、利用者本位、活用者本位ということをまず念頭に置いて、利便性を図ってもらえればというふうに思います。その辺の考え方を含め、町長。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 今回のさくら休憩所なのですが、やはり今までずっと閉めて使っていなかったところがございますので、最低限あそこを開けて人が入れるようにしましょうというような考え方で、この予算ということになっています。

ですから、トイレのほうは残念ながらちょっと開けないような形になるのですが、ただ、結構中はやはりひどいのです。かびたりして、壁だとかもひどいのですが、日の当たっている2階のほうはまだ結構きちんとなっているのですね。ですから、最低限の内装等の改修をさせていただいて、まずはあそこを開けて、町民の方、また観光客の方にも休んでいただくということになるのでしょうかけれども、中はきちんといろいろなことを展示しながらということを考えて、少しでも外から見たときに、あれ何だよという話の中で、行ってみたら何も使っていないという話ではなくて、せっかく使える施設ですから、開けるために何かいいことがないのかという話でこの形になっていますので、そこは理解していただきたいと。理解していただいていると思っておりますけれども、そういうことでございます。

あと、周知については、いろいろな今はデジタル化の媒体、SNSですとかそういう



うのがいっぱいありますので、そういったところもうまく発信しながら、そうすればおのずといろいろなところから行ってみようかということで集まってくることも考えられますから、そこもしっかりと発信しながら使っていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2時40分まで休憩いたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時40分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

154ページをお開きください。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 158ページ、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費、説明第8号。  
越谷施設課長。

●越谷施設課長 予算説明書19ページをお開き願います。

説明第8号、町道維持補修工事の施工について御説明いたします。

町道の維持を目的に町道横断管の改修を行うため、令和5年度町道維持補修工事を施工することとし、第7款土木費に計上したものであります。

施工位置については、次ページに施工位置図を添付してありますので御参照願います。

1、工事概要について御説明いたします。

対図番号1ページ、工事名、幌岡基線横断管改修工事。工事予算額700万円。工事内容、横断管改修、径1,200、延長21メートル。新規事業であります。

2、契約の方法については、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 160ページ、2目除雪費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3目道路新設改良費、説明第9号及び説明第10号。  
越谷施設課長。

●越谷施設課長 予算説明書21ページをお開き願います。

説明第9号、町道整備工事の施工について御説明いたします。

本工事は、北栄地区、幌岡地区の町道の改築と町道施設の長寿命化計画に基づき、橋梁補修工事を行うもので、国からの交付金、社会資本整備総合交付金事業により、令和5年度町道整備工事を施工することとし、第7款土木費に計上したものでございます。

施工位置については、次ページから施工位置図を添付してありますので御参照願います。

1、工事概要について御説明いたします。

事業区分、社会資本整備総合交付金事業。対図番号1ページ、工事名、北栄17連絡線改良舗装工事。工事予算額7,220万円。工事内容、改良延長374メートル、舗装延長514メートル、幅員4.0メートル、舗装厚12センチメートル。継続事業であります。

続きまして、同じく対図番号1ページ、工事名、橋梁補修工事。工事予算額2,900万円。工事内容、橋梁補修1橋（保栄1号橋）。新規事業であります。

続きまして、対図番号2ページ、工事名、幌岡第3幹線改良舗装工事。工事予算額1億7,500万円。工事内容、改良延長642メートル、舗装延長666メートル、幅員5.5メートル、舗装厚12センチメートル。継続事業であります。

同じく対図番号2ページ、工事名、幌岡西2線改良舗装工事。工事予算額1,000万円。工事内容、改良延長50メートル、幅員5.5メートル。新規事業であります。

これら4件の工事合計予算額は2億8,620万円であります。

2、契約方法については、指名競争入札を予定しております。

次に、予算説明書25ページをお開き願います。

説明第10号、建設機械格納庫新築工事の施工について御説明いたします。

現在、除雪用機械の増強に伴い、建設機械の車庫を確保するため、令和5年度建設機械格納庫新築工事を施工することとし、第7款土木費に計上したものであります。

工事位置については、次ページから施工位置図を添付してありますので、御参照願います。

工事概要について御説明いたします。

事業区分、社会資本整備総合交付金事業。工事名、建設機械格納庫新築工事。工事予算額1億1,000万円。工事内容、格納庫新築工事1棟、219.4平方メートルであります。新規事業であります。

2、契約方法につきましては、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

1 番石田議員。

●1 番石田議員 ただいま説明がありました説明第10号の建設機械格納庫新築工事でありまして、これは現在の除雪体制といいますか、町内においても除雪業者オペレーターの確保が非常に難しくなっているということで、町有機械を増強して除雪業務の安定化を図るという説明をなされておりますけれども、現在の除雪体制の状況を見ますと、今後、機械類を整備していくことによって、業者に委託をしながらやっていくのか、それとも直営化を目指して体制を図ろうとしているのか、その辺の今後の体制についてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

現在、除雪はほぼ業者委託を主としてやっている状態でございますが、実際問題、除雪車両を業者で確保しながら除雪していただくのは厳しい部分がございます、町のほうで補助事業を基に機械を確保したり、北海道の払い下げによって機械を確保しているところであります、その機械を貸与して委託しているのが主になっております。今後もこのような体制を維持しながら、除雪を行い生活環境を整えていきたいと思っております。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

2 番小笠原議員。

●2 番小笠原議員 14節の工事請負費、また16節の公有財産購入費について質問させていただきます。

まずもって、14節の工事請負費からでございますけれども、北栄17連絡線改良舗装工事でございますけれども、これは工事の終了をもってほぼ完成なのかをお聞きしたいということと、それから公有財産購入費でございます、16節に関係することで、用地等買収費がございます。これは220万円になってございまして、町内においてどの用地の買収費用なのかをお聞きいたします。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

まず、北栄17連絡線のほうですけれども、補助の予算額が満度に来れば今年度完了したいということで考えております。予算のつき用によりましては、翌年度へ一部残る可能性もあるかとは思われます。

また、16節の公有財産購入費ですけれども、幌岡第3幹線のほうで本年度残りの分の調査設計及び用地確定測量を行う予定で、そちらのほうで4,500平米ほど見

込んでおります。また、今年度新規事業であります幌岡西2線のほうでも本年度調査設計及び用地確定測量を行いまして、3,000平米ほど用地を買収したいという考えで進んでおります。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。3項住宅費、1目住宅管理費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 166ページ、2目住宅建設費、説明第11号。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 予算説明書27ページをお開き願います。

説明第11号、町営住宅整備工事の施工について御説明いたします。

本工事は、町営住宅の長寿命化計画による個別改善事業を社会資本整備総合交付金事業で整備するものであり、令和5年度町営住宅整備工事を施工することとし、第7款土木費に計上したものでございます。

施工位置については、次ページから添付してございますので御参照願います。

1、工事概要について御説明いたします。

事業区分、社会資本整備総合交付金事業。対図番号1ページ、工事名、ドリームタウン団地個別改善工事。工事予算額1,400万円。工事内容、塗装改善4棟8戸、屋根面積860平方メートル、外壁面積930平方メートルでございます。

対図番号2ページ、工事名、大津幸町団地個別改善工事。工事予算額860万円。工事内容、居住性向上1棟2戸、ユニットバス設置、給湯器設置でございます。続いて、脱炭素社会対応1棟2戸、断熱玄関ドア取付、内窓サッシ取付、天井断熱補強でございます。

これら2件は、継続工事でございますして、合計金額は2,260万円となっております。

2、契約方法については、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 個別改善工事に係る費用に対していろいろ改善されるわけでありませけれども、町営住宅使用料に及ぼす影響というのはあるのでしょうか、お伺いします。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

ユニットバス及び給湯器を設置することによりまして、令和3年度に事業を行った事例で考えますと1,400円ほど家賃が上がっております。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 ユニットバスを設置することによって1,400円ほど使用料が上がるということでありまして、建築年次の古い町営住宅というのは数多くありまして、当時はやはり今のようなユニットバスがなくて、風呂を持ってきて置き風呂で使っているという住宅が数多くありました。冬はとても寒い、夏は湿気が多いということで環境上もあまり好ましくないと思いますけれども、今、長寿命化の中でも誰もが快適に生活が送れるようにという目標を持ちながら個別改修事業というのは非常に重要であると思っておりますけれども、ただ、このようなユニットバスや何かの設置によって入居者の使用料が増額されるということに対しましては、入居者においても非常に抵抗があるのではないかなというふうに思います。

ただ、住宅使用料の場合は、公営住宅法による使用料の積算があるわけですから、使用料の改正をしなければならないということになるのですが、町民の入居者への負担を軽減するために、何か改善策というのか対応策というのが考えられないのかということについてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

現在そういう補助的な対応というのは考えていないのが現状でございますが、居住性向上によってユニットバスですとか給湯器設置とともに住環境の向上を目指しまして、内窓サッシですとか玄関ドア及び天井断熱をやることによって冬期間の暖房費等大分削減されているというのをお聞きしますので、そういうところでカバーできているのかなということは考えております。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 今、住居を見ましても、ほとんどがもうユニットバスが設置されてきて、それこそ先ほど言ったように、快適な生活が送られるという状況にあるわけですが、住宅料の負担というのは、結構入居者に対しては、特に低所得者に対して、月の1,400円増額というのは非常に大きなものだと思うのですが、何か手だてがないのかな。いろいろな個別改修によりまして暖房的だとかという部分では補える部分があるのでしょうかけれども、費用負担軽減のための考え方というのは、

もう少し考えられないのかなと思いますけれども、町長どうでしょうか。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員も御承知のとおりかと思えますけれども、町営住宅含めまして住宅料の算定というのは所得に応じた形ということになっているのかなと思います。高齢者ですとか低所得者の方々には、こういった住環境整備で利便性が上がっても住宅料が高くなってしまったら何もならないなどという声も聞かれるのかもしれませんが、もう少し入っている方のしっかりとした声を聞かせていただきながら、その結果をもってこの後どうしていくのかというのは検討をさせていただきたいと思えます。

今のところどのような話がどういうふう聞こえているかというのは、私のほうにも、担当課もそうかもしれませんが、まだ把握していないというところがあります。議員も既にお聞きになってそういう話なのかなというところもありますけれども、しっかりとそこをちょっと住まわれている方の声を把握しながら、もし必要であれば、そういったことも検討していくということで対応していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。4項河川費、1目河川総務費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 5項施設費、1目施設管理費、説明第12号。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 予算説明書31ページをお開き願います。

説明第12号、林業センター解体工事の施工について御説明いたします。

本工事は、昭和53年に建築された茂岩山自然公園内の林業センターが老朽化に伴い使用されなくなったことから、令和5年度林業センター解体工事を施工することとし、第7款土木費に計上したものでございます。

工事位置については、次ページに施工位置図を添付してありますので御参照を願います。

1、工事概要について御説明いたします。

対図番号1ページ、工事名、林業センター解体工事。工事予算額2,915万円。工事内容、解体工、A=627平方メートル。新規事業でございます。

2、契約方法については、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。174ページをお開きください。

6項公共下水道費、1目公共下水道総務費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 8款消防費、1項消防費、1目消防費、説明第13号。

江口消防署長。

●江口消防署長 予算説明書33ページを御覧ください。

説明第13号、消防団車両の購入について御説明いたします。

令和5年度において、豊頃分遣所配置の豊頃消防団第2分団車両が購入配置から25年経過し、積載の小型動力ポンプについては32年経過しているため、経年劣化による性能低下と故障のおそれがあり、各消防団配置車両と比較判断した結果、更新するものであります。現状の消火活動装備に加え、地震等の災害時に消防署と連携した活動が可能な油圧救助資機材等を新たに装備し、機動性と即時効果が求められる災害にも対応可能な消防団車両を購入することとし、第8款消防費に予算計上いたしました。

事業概要につきまして御説明いたします。

事業名は、豊頃消防署消防団車両更新事業であります。事業予算額2,770万円。事業内容につきましては、小型動力ポンプ搬送車1台(小型動力ポンプ付)の新規事業であります。

事業の概要につきましては、以上であります。

なお、契約の方法は、指名競争入札であります。

説明は以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。178ページ、2項災害対策費、1目災害対策費、説明第14号及び第15号。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 予算説明書35ページをお開きください。

説明第14号、大津地域津波緊急避難場所避難路整備工事の施工について御説明いたします。

津波発生の際、避難に要する時間を短縮するため、港を迂回する道道大津長節線から直接道道大津旅来線に抜ける避難路を整備することとし、第8款消防費に予算を計

上いたしました。

1、工事の概要は、対函番号1ページ、事業区分、社会資本整備総合交付金（防災・安全）。工事名、大津地域津波緊急避難場所避難路整備工事。工事予算額、9,000万円。工事内容、路盤工事、延長500メートル、幅員7.5メートルの施工を行うものであります。

2、契約の方法は、指名競争入札により行います。

以上、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

引き続きまして、予算説明書37ページをお開きください。

説明第15号、津波救命艇の購入について説明いたします。

津波発生の際、幼児や高齢者等が高台まで避難することが困難となった場合、緊急的に使用するため、大津地区に津波救命艇を購入することとし、第8款消防費に予算を計上いたしました。

1、事業の概要は、対函番号1ページ、事業名、津波救命艇購入事業。事業予算額、1,600万円。事業内容、津波救命艇、1艇、定員25名、FRP製、長さ8.74メートル、中央幅2.3メートル、中央高さ2.0メートルの購入を行うものであります。

2、契約の方法は、指名競争入札により行います。

以上、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 説明の第14号ですが、避難道路の整備ということですが、これは震度どのぐらいのものに耐えられるという設定で考えていますか。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

現状の地盤改良もする予定でございますので、相当強い地震まで耐え得ることを想定しながら、調査する時点である程度の地震にも耐えられるような構造で設計を行う予定で考えております。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 漠然と強いと言うのですが、昨今の南海トラフは震度何ぼというふうに出ています。我々はそれを参考にして、なるほどというもので判断しなければいけないなというふうに思っています。もう少し具体的な数字が分かればお示しいただけますか。

●藤田議長 越谷施設課長。



●越谷施設課長 現在、私のほうも定かな震度強度までは把握してございませんが、いずれにしても、軟弱地盤の場所もございますので、そこら辺も含めながらある程度強い地震に耐え得るような構造で造るといような調査をまず行ってから実施するよ  
うな考えでございます。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 ぜひとも、震度というと大体一般的に国民や道民や町民もそうですが、マグニチュード6から8から9ぐらいまで、そういうものを想定したものでないと、これは避難道路として利用できるか、できないか、その辺を判断したいと思いま  
すので、ぜひともそれらについての検証をお願いします。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 議員おっしゃるとおり、いろいろな対策等を考慮しながら実施に向  
けて調査設計を行いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 説明第15号について、救命艇についてでございますが、一つは、  
どこに設置するかということを検討していれば、あるいは決めてあれば、説明いた  
だけますか。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 答弁いたします。

最終的には、地域住民の方とお話ししてから決めたいと思いますが、今の考えでは  
大津コミセンの周辺を考えております。

以上でございます。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 分かりました。

説明では、今回購入する救命艇については、25名という定員になっています。こ  
れらについての救命艇の内容について説明いただけますか。どういう内部になってい  
るかということをお示しいただけますか。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 答弁いたします。

救命艇は、まず入り口は後ろ側から入ることになっております。そうしますと、左  
右に座るシートが壁に沿ってついておりまして、それが25名分ということになって  
おります。一番奥、先頭、先端になるのですが、そこにはトイレが完備されておりま  
す。床下には収納がついておりまして、そこに非常食ですとか毛布ですとかを収納す  
ることができます。それでシートの前の床下の部分については、まだスペースがあり

ます。そこで最大ですけれども、これは本当に緊急のときですけれども、最大は40名、救命艇には入れることになっております。

以上でございます。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 ちょっと分からないので、動力は自力で動くのですか。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 答弁いたします。

動力はついておりません。扉を閉めると、もう中には水は入ってこなくて、津波が襲ってきたときに自然に浮くという形を取っております。どうやって救助するのかというお話だと思いますけれども、GPS機能がついておりまして、海上保安庁の巡視船につながって、そのGPSで探し出してもらって救助するという形になっております。

以上でございます。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 それは、万が一こういう津波に遭った場合に救命艇に乗艇します。そうすると、GPSでキャッチされるまでは浮遊するという解釈でよろしいですか。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 答弁いたします。

議員がおっしゃるとおりでございます。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 今、定員が25名、両サイドにということは想像するのですが、12.5人ずつ乗ります。最大40名でしたか。救命艇は、私は効果的にいいと、絶対的にこれは賛成しますが、今後については何か検討するという、町長は増艇するという考えはございますか。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 今回、1艇導入させていただきます。地域の方とも協議をさせていただきながら、仮にこれがいいぞという話になれば、また新年度含めまして考えていかなければならないかなと、そのように私のほうは考えています。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 国とか道が報道している公な、本町の特に大津地区だと思えます。いろいろな今避難対策をしていますね。今回についてもそうですが、主に250名ということが公開されています。そうすると、これは4艇ないといけないという考えです。これは250人を40人でやりますと、あと5艇ですかね、4艇ですかね。というようなことを早急に、これらについてはやってよかった、これは津波になると実際

に効果は分かりません。ですけれども、備えというものについては早急に、私は論ずる必要がないという判断をしていったほうがいいという考えをしています。したがって、それらについては、もう少しテンポを速めて増艇するという考えはどうかということをお聞きします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 救命艇は、発注になってから造るということになりますから、既成であれば追加してどんどんという話になるのですが、製作するとなるとそれなりの期間が生じるということですから、2艇目、3艇目などという話になりますと、またちょっと期間がかかるということになります。

道から示されている、今の被害の状況というのは、基本的に徒歩避難、歩いて避難する場合に250人という話であります。実際問題、今回の津波避難艇のほかに、避難路の整備だとかその辺もさせてもらいますし、そこは今回の特措法によるところで財源措置されながら社会資本整備の事業で、かさ上げされた国の補助事業を使ってできるということでございます。

普通、徒歩避難、車で逃げるという部分の中の事業の採択というのが非常に難しいところだったのですが、今回、早くから根気強くお願いしていたところで認めていただいたということでございます。ですから、基本、車のある方で、今もそうですが、避難訓練をしたときは車で逃げていますから、そういった方もいらっしゃると思いますし、あとは、言われているとおり子供や高齢者ですとか、なかなか逃げるのに不自由な方は、この避難艇を使っていただくというような形になってくると思います。

では、誰がという話になりますけれども、ここも地域とお話をしながら、いつでも鍵がずっと開いているわけでもないですから、その辺もいろいろなところを含めて、これから調整をさせていただかなければならないかなと思っています。

ちなみに、これは特措法による国の補助事業で、対象外のものなのですね。ですから、起債で購入するということになってございますので、またこれは今回の250人の日本千島津波想定の中の、いわゆる計画の中にあるのですが、実は国の特措法による補助事業の対象外になっている部分ということで、いろいろな考え方がありながら豊頃町の防災という考え方の中でこれを入れていくというようなことでありますので、そこは御理解いただきながら、あとは、やはり地域としっかりと話を詰めた中で1艇なのか、2艇なのかというところは、考えていきたいと思っております。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 関連で、私は、これも国の3分の2が考えられるのかなということであって、それであれば早く多くそろえたほうがいいなという気持ちだったのです

ね。そういうことで、そうすると一般財源でこれは対応しなければいけないと。起債と今言いましたけれども、というようなことですので、これはマックス40名と言っていましたけれども、それは無理な話で、ですから規定された定員で、できるだけ早期にそういうものを増艇するということで、ぜひとも考えていただきたいと、こういうふうに思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 そのようなことで、地域としっかりと話を深めながら、進めてまいります。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 1目災害対策費、11節の役務費からでございますけれども、排水ポンプ車等操作となつてございまして、予算計上が75万円ということになってございます。私の知る限りですけれども、過去9年間、昨年の令和4年の予算に至るまで20万円だったのですよね、この予算。50万円の増額になってございまして、このことについて理由をお聞きいたします。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 答弁いたします。

役務費、排水ポンプ車、交通誘導員、排水作業用仮橋設置費もありますけれども、今までは大体半日、0.5日分の予算を見ていましたが、何か災害が起きたときには必ずプラス補正をしなければいけないという事態になりましたので、すぐ対応できるように、今回は1.5日分を見させていただいております。

以上でございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 かつて使っていた排水ポンプ車とは違うと思うのですが、いわゆる排水ポンプ車操作に関わる人員も含めて、このことについての人件費的な費用ということは入っていないのでしょうか。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 私のほうから答弁させていただきます。

この辺は、人間的な部分は開発のほうで、ポンプ車の分は現地のほうまで持ってきていただきまして、現場のほうで交通誘導ですとか燃料ですとかという部分を負担しているような現状でございます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。184ページをお開きください。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 1 8 8 ページ、2 目教育研究所費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3 目学校保健費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 4 目スクールバス管理費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2 項小学校費、1 目学校管理費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 1 9 4 ページ、2 目教育振興費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3 目学校建設費、説明第 1 6 号。

森教育課長。

●森教育課長 説明第 1 6 号、豊頃小学校改修事業の施行について御説明いたします。

予算説明書 3 9 ページをお開きください。

本件につきましては、令和 5 年度に実施します豊頃小学校改修事業に係る工事費及び備品購入費につきましては、第 9 款教育費に計上したものでございます。

事業概要につきましては、工事名、豊頃小学校改修工事。全体工事額につきましては 8 億 2, 9 5 0 万円、うち建築主体工事につきましては、予算額 5 億 1, 2 1 0 万円。事業内容としましては、外壁改修工事、金属製建具工事、内装工事等となっております。電気設備工事につきましては、予算額 9, 5 9 0 万円。事業内容、電灯設備工事、動力設備工事、情報通信網設備工事、防犯入退管理設備工事等となっております。機械設備工事につきましては、予算額 2 億 2, 1 5 0 万円。事業内容、冷暖房設備工事、換気設備工事、屋内外給排水工事、衛生器具設備改修工事等でございます。また、備品購入につきましては、予算額 3, 6 6 5 万 2, 0 0 0 円。内訳につきましては、会議テーブルとチェア、特別教室用の机・椅子、物品棚・収納棚、職員用のデスクとチェア、保健室用の診察台・ベッド、更衣室用ロッカー等でございます。

契約の方法につきましては、建築主体、電気設備、機械設備の三つの工事につきましては一般競争入札、備品購入につきましては指名競争入札を予定してございます。

なお、参考としまして、次ページ以降に改修工事の施工位置図及び平面図を添付してございます。

以上でございますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。3項中学校費、1目学校管理費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2目教育振興費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 200ページ、3目学校建設費、説明第17号。

森教育課長。

●森教育課長 説明第17号、豊頃中学校改築事業の施行について御説明いたします。

予算説明書43ページをお開きください。

本件につきましては、令和5年度に実施します豊頃中学校改築事業に係る工事費及び備品購入費について、第9款教育費に計上したものでございます。

事業概要ですが、工事名、豊頃中学校改築外構工事。予算額3,000万円。事業内容としましては、舗装工事1,400平米、緑化工事1,200平米となっております。備品購入費につきましては、予算額3,171万6,000円。内訳につきましては、会議テーブルとチェア、特別教室用の机と椅子、物品棚・収納棚、職員用のデスクとチェア、保健室用の診察台・ベッド、更衣室用ロッカー等でございます。

契約方法につきましては、いずれも指名競争入札を予定してございます。

参考としまして、次ページ以降に外構工事の施工位置図を添付してございます。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。4項社会教育費、1目社会教育総務費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 204ページ、2目文化振興費。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 2目文化振興費、11節の役務費からでございますけれども、青少年芸術鑑賞会の予算が121万円で計上されております。ここにつきましては、コロナ禍ということもあったのかもしれませんが、令和2年、3年、4年の予算は10万円でありました。大幅に増額されている理由について、具体的計画として何が計画されているのかお聞きいたします。

●藤田議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁させていただきます。

例年につきましては、先ほど議員おっしゃったとおり、昨年度につきましては10万円ほどの予算でしたが、令和5年度、来年度につきましては、小中学生の芸術鑑賞会としまして、東京のほうに影絵の劇団がありまして、こちらのほうの劇団の公演会を小中学生がえる夢館に集まっていたいただいて、100万円ほどの公演事業を開催したいと思っております。毎年これだけの事業費はかけられないと思うのですが、何年かに一度は本格的な鑑賞会を開きたいなということで、計上させていただきます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。206ページ、3目図書館費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 4目える夢館費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 5項保健体育費、1目保健体育総務費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 212ページ、2目体育施設費、説明第18号。

森教育課長。

●森教育課長 説明第18号、町民プール内部塗装改修工事の施工について御説明いたします。

予算説明書45ページをお開きください。

本件につきましては、令和5年度に実施します町民プール内部塗装に係る改修工事費につきまして、第9款教育費に計上したものであります。

工事概要ですが、工事名、町民プール内部塗装改修工事。工事予算額として1,164万1,000円。塗装工事の内容につきましては、腰壁塗装60平米、柱・梁木部面保護塗装300平米、コースラインの塗装104メートル、幼児プールが1か所ございまして、こちらのイラスト塗装1か所でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札を予定してございます。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。216ページ、3目学校給食費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 220ページ、10款公債費、1項公債費、1目元金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2目利子。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 11款予備費、1項予備費、1目予備費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に、225ページから232ページまでの令和5年度給与費明細書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、6ページの第2表債務負担行為について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、7ページから8ページまでの第3表地方債について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本一般会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。



したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

3時40分まで休憩いたします。

午後 3時33分 休憩

午後 3時40分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

### ◎ 議案第2号

●藤田議長 議案第2号令和5年度豊頃町国民健康保険特別会計予算についてを審議します。

これから、質疑を行います。

令和5年度豊頃町国民健康保険特別会計予算書248ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税。

(質疑なし)

●藤田議長 2款国庫支出金、1項国庫補助金。

(質疑なし)

●藤田議長 3款道支出金、1項道補助金。

(質疑なし)

●藤田議長 4款財産収入、1項財産運用収入。

(質疑なし)

●藤田議長 5款繰入金、1項他会計繰入金。

(質疑なし)

●藤田議長 2項基金繰入金。

(質疑なし)

●藤田議長 6款繰越金、1項繰越金。

(質疑なし)

●藤田議長 7款諸収入、1項延滞金加算金及び過料。

(質疑なし)

●藤田議長 2項雑入。

(質疑なし)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、256ページからの歳出についても項ごとに質疑を受けます。

- 1 款総務費、1 項総務管理費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2 項運営協議会費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2 款保険給付費、1 項療養諸費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2 項高額療養費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 3 項移送費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 4 項出産育児諸費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2 6 0 ページ、5 項葬祭諸費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 6 項傷病手当金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2 項後期高齢者支援金等分。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 3 項介護納付金分。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 4 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 5 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2 項保健事業費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 6 款基金積立金、1 項基金積立金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2 項国保診療報酬支払基金委託金。  
( 質 疑 な し )

●藤田議長 3項一般会計繰出金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 8款予備費、1項予備費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に、269ページをお開きください。

令和5年度給与費明細書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

3番坂口議員。

●3番坂口議員 ちょっとお伺いしますけれども、マイナンバーカードと健康保険証が一体になって、それで私のことですからけれども、12月に交付になって、豊頃医院に行って無事保険もいったのですけれども、1月に入って帯広市内の病院に行ったら「あなたの健康保険は切れています」ということがありまして、役場に問い合わせた原因は分かったのですけれども、帯広の病院に行ったときに、マイナンバーカードを持って行って健康保険が切れていますよとなった場合の対処法というのをやっぱり住民に知らせておかなければ、行って、保険利きませんよと言われた場合はどうするかということをおちょっと教えていただきたいなど。

●藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 御答弁申し上げます。

ただいまの坂口議員の御質問なのですが、今まで保険証の有効期限が切れていますということがあるというのをちょっと承知しないところなのですが、保険証というのは必ず有効期限がありまして、その中で切れているということ自体がちょっと理解できない部分があります。もしよろしければ、後ほど医療機関等に問合せすることも可能だと思いますので、よろしくお願いします。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 結局そのときには紙の保険証も持っていましたのでそれでやったわけなのですけれども、要するに、来年、2024年から国は紙の保険証を廃止すると言っているわけですから、そうなった場合にマイナンバーカードの保険証というのは、社会保険庁へ行って確認して受け取るのは、病院の受付がちゃんと保険が切れていないか切れているかを見るだけなのですよね。これは大した意味のある内容ではないのですよ。切れていますよと、向こうの受付の人の誤解だったのですけれども、だけれども、切れていると言われたときには、その時点で切れているとしか言われられないのですよ。そうなった場合の対処、役場に電話するとか国民健康保険センターかどこ

かに電話して聞けるような状況を住民に知らせておかないと、絶対これはないとは言えないと思うのですよね。

そういうのは、やっぱり広報か何かでちゃんと間違いがあるかもしれませんよということを言っておかなければ、帯広まで行って、保険切れていますよと言われた場合にはたまったものではないと思うのですよね。そういうことで周知を徹底、こういうふうになった場合はこういう状況を役場なりどこかへ連絡するなりということを徹底しておかなければ、本当に大した持ち合わせないで行った場合、高額な料金を払ってこないとならないわけですから、そういうことです。

●藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 御答弁申し上げます。

現在の保険証の資格の確認も病院のほうから確認の電話が来ているところがございます。今後もそういうことがありましたら、必ず役場のほうで対応するというところで周知していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 ですから、広報か何かで皆さんに知らせるようにしておいてもらわないと困ると思います。

●藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 御答弁申し上げます。

広報とよころ等で、国民健康保険の制度周知等のときにもそのようなことを注意書きのほうで書かせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 これで質疑を終わります。

それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第3号

●藤田議長 議案第3号令和5年度豊頃町介護保険特別会計予算についてを審議します。

これから、質疑を行います。

令和5年度豊頃町介護保険特別会計予算書280ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1款介護保険料、1項介護保険料。

(質疑なし)

●藤田議長 2款使用料及び手数料、1項手数料。

(質疑なし)

●藤田議長 3款国庫支出金、1項国庫負担金。

(質疑なし)

●藤田議長 2項国庫補助金。

(質疑なし)

●藤田議長 4款道支出金、1項道負担金。

(質疑なし)

●藤田議長 2項道補助金。

(質疑なし)

●藤田議長 5款支払基金交付金、1項支払基金交付金。

(質疑なし)

●藤田議長 6款財産収入、1項財産運用収入。

(質疑なし)

●藤田議長 7款繰入金、1項他会計繰入金。

(質疑なし)

●藤田議長 2項基金繰入金。

(質疑なし)

●藤田議長 8款繰越金、1項繰越金。

(質疑なし)

●藤田議長 9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料。

(質疑なし)

●藤田議長 2項雑入。

(質疑なし)

- 藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 質疑なしと認めます。  
次に、290ページからの歳出についても項ごとに質疑を受けます。  
1 款総務費、1 項総務管理費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2 項徴収費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 3 項介護認定審査会費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2 項介護予防サービス等諸費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 3 項その他諸費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 296 ページ、4 項高額介護サービス等費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 5 項高額医療合算介護サービス等費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 6 項特定入所者介護サービス等費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 300 ページ、2 項一般介護予防事業費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 3 項包括的支援事業・任意事業費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 304 ページ、4 款基金積立金、1 項基金積立金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2 項繰出金。  
( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に、307ページから314ページまでの令和5年度給与費明細書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第4号

●藤田議長 議案第4号令和5年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算についてを審議します。

これから、質疑を行います。

令和5年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算書324ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2 款繰入金、1 項他会計繰入金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3 款繰越金、1 項繰越金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 4 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料。

( 質 疑 な し )

- 藤田議長 2項償還金及び還付加算金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 3項雑入。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 質疑なしと認めます。  
次に、328ページからの歳出についても項ごとに質疑を受けます。  
1款総務費、1項総務管理費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2項徴収費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2項繰出金。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 4款予備費、1項予備費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 質疑なしと認めます。  
それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
( 討 論 な し )
- 藤田議長 討論なしと認めます。  
これから、議案第4号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。  
( 異 議 な し )



●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第5号

●藤田議長 議案第5号令和5年度豊頃町医療施設特別会計予算について審議します。

これから、質疑を行います。

令和5年度豊頃町医療施設特別会計予算書342ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1款財産収入、1項財産運用収入。

(質疑なし)

●藤田議長 2款繰入金、1項他会計繰入金。

(質疑なし)

●藤田議長 3款繰越金、1項繰越金。

(質疑なし)

●藤田議長 4款諸収入、1項診療報酬収入。

(質疑なし)

●藤田議長 2項貸付金元利収入。

(質疑なし)

●藤田議長 5款町債、1項町債。

(質疑なし)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、348ページからの歳出についても項ごとに質疑を受けます。

1款医院費、1項医院費。

(質疑なし)

●藤田議長 2款歯科診療所費、1項歯科診療所費、説明第19号。

丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 予算説明書47ページをお開きください。

説明第19号、豊頃歯科診療所診療台の購入について御説明いたします。

豊頃歯科診療所の診療台については、平成17年2月に歯科診療所の新築移転時に購入したものであり、購入から18年を経過し、機能性能も低下している状況から新たに購入することとし、医療施設特別会計第2款歯科診療所費に計上したものであり

ます。

事業概要でございます。

事業名、豊頃歯科診療所診療台購入事業。事業予算額1,017万5,000円。事業内容、診療台2台購入であります。

なお、契約の方法は、指名競争入札です。

以上でありますので、御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 1日診療所管理費でございますが、17節の備品購入費、診療台は2台更新ということになってございます。歯科診療所には、現在診療台は3台設置されておまして、残りの1台も今後更新の予定であるのかお聞きいたします。

●藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 御答弁申し上げます。

今回の更新に当たっては、歯科診療所夏野医師と協議検討しまして、3台ございますが、2台の診療台で診察は支障ないということでの2台の更新となっております。ですから、今後もう1台を更新する予定はないということでございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 診療台のことについては、理解いたしました。

歯科診療所のレントゲン等の機材についても、老朽化しているということをお聞きしておまして、これについては、何年後かに今後更新の予定があるのかどうかお聞きいたします。

●藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 御答弁申し上げます。

そちらのレントゲンについても、今後夏野医師と協議しながら更新について考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。350ページ、3款公債費、1項公債費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、336ページの第2表地方債について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第6号

●藤田議長 議案第6号令和5年度豊頃町簡易水道特別会計予算についてを審議します。

これから、質疑を行います。

令和5年度豊頃町簡易水道特別会計予算書364ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1款使用料及び手数料、1項使用料。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2項手数料。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2款国庫支出金、1項国庫補助金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3款繰入金、1項他会計繰入金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 4款繰越金、1項繰越金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 5款町債、1項町債。

( 質 疑 な し )

- 藤田議長 6款諸収入、1項雑入。

( 質 疑 な し )

- 藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、370ページからの歳出についても項ごとに質疑を受けます。

1款総務費、1項総務管理費、説明第20号。

越谷施設課長。

- 越谷施設課長 予算説明書49ページをお開き願います。

説明第20号、水道施設更新工事の施工について御説明いたします。

本工事は、老朽化した配水管を更新するとともに、地震に耐えられる配水管に交換するなど、施設の改修を茂岩簡易水道基幹的施設改良事業にて平成29年度から行っている工事でございます。令和5年度水道施設更新工事を施工することとし、簡易水道特別会計第1款総務費に計上したものでございます。

工事位置については、次ページに施工位置図を添付してありますので御参照願います。

1、工事概要について御説明いたします。

対図番号1ページ、工事名、水道施設更新工事。工事予算額9,823万円。工事内容、統内地区配水管布設替工事、HPPE径100ミリ、延長2,294メートル、PP径50ミリ、延長204メートルで継続事業でございます。

2、契約の方法については、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

- 藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

- 藤田議長 次に進みます。374ページ、2款公債費、1項公債費。

( 質 疑 な し )

- 藤田議長 3款予備費、1項予備費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に、377ページから383ページまでの令和5年度給与費明細書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、358ページの第2表地方債について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第7号

●藤田議長 議案第7号令和5年度豊頃町公共下水道特別会計予算について審議します。

これから、質疑を行います。

令和5年度豊頃町公共下水道特別会計予算書396ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1款分担金及び負担金、1項分担金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2款使用料及び手数料、1項使用料。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3款国庫支出金、1項国庫補助金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 4款繰入金、1項他会計繰入金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 5 款繰越金、1 項繰越金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 6 款諸収入、1 項雑入。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 7 款町債、1 項町債。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、402 ページからの歳出についても項ごとに質疑を受けます。

1 款総務費、1 項総務管理費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2 項施設管理費、説明第 2 1 号及び説明第 2 2 号。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 予算説明書 5 1 ページをお開き願います。

説明第 2 1 号、茂岩栄町下水道管渠改修工事の施工について御説明いたします。

本工事は、下水道管渠のたわみにより滞水することを解消するため、令和 5 年度茂岩栄町下水道管渠の改修工事を施工することとし、公共下水道特別会計第 1 款総務費に計上したものでございます。

施工位置については、次ページに施工位置図を添付してございますので御参照願います。

1、工事概要について御説明いたします。

対図番号 1 ページ、工事名、茂岩栄町下水道管渠改修工事。工事予算額 8 0 0 万円。工事内容、下水道管渠改修、径 1 5 0 ミリ、延長 4 5 メートルであります。新規事業となっております。

2、契約方法については、指名競争入札を予定しております。

続きまして、予算説明書 5 3 ページをお開き願います。

説明第 2 2 号、下水道施設改築更新工事の施工について御説明いたします。

本工事は、下水道ストックマネジメントに基づき、対策が必要とされた施設と設備の更新工事を平成 2 8 年度から実施しているものであり、令和 5 年度下水道施設改築更新工事を施工することとし、公共下水道特別会計第 1 款総務費に計上したものであります。

施工位置については、次ページに施工位置図を添付してございますので御参照願います。

1、工事概要について説明いたします。

対函番号1ページ、事業区分、社会資本整備総合交付金事業。工事名、下水道施設改築更新工事。工事予算額6,000万円。工事内容、茂岩下水浄化センター機械・電気計装設備一式であります。継続事業となっております。

2、契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。406ページ、2款公債費、1項公債費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3款予備費、1項予備費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に、409ページから414ページまでの令和5年度給与費明細書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、390ページの第2表地方債について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 休会の議決

●藤田議長 お諮りします。

議事の都合により、明日、3月10日から同月13日までの4日間を休会にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、明日、3月10日から同月13日までの4日間を休会とすることに決定しました。

#### ◎ 散会宣告

●藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 4時21分 散会



地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員